

計画期間 平成23年度~平成32年度

## 第5次

## 芦屋町総合振興計画



## **魅力**を活かし みんなでつくる 元気なあしや



福岡県 芦屋町

計画期間 平成23年度~平成32年度

## 芦屋町民憲章

わたしたちの芦屋町が歴史と伝統を生かし、さらに明るく、たくましく 栄えていくことを願って、次の約束を定めます。

- ●緑豊かな 海も空もきれいなまちにします
- ●お互いを大切にし ふれあいの手をつなぎます
- ●たのしく働き 幸せな家庭をつくります
- ●学習や健康づくりに 仲間の輪をひろげます
- ●きまりを身につけ 住みよいまちにします

## 町花・町木・町章

町花:はまゆう



町木:くろ松





町章: 芦屋町の"ア"を4つと"屋"を抽象的に図案化したものです。

## ごあいさつ

## 「魅力を活かしみんなでつくる 元気なあしや」をめざして



近年、私たちを取り巻く社会状況は、安全・安心を求める意識の高まり、人口減少社会の到来と 少子高齢化の進行、環境問題の深刻化と循環型社会への転換などによって大きく変化しています。 また、厳しい財政状況を背景とした行財政改革や地方分権に対応するため、自らの責任と判断によ り創意・工夫して個性豊かなまちづくりを進めていくことが求められています。

このような時代の潮流に的確に対応し、誰もが安心して暮らせる住みよいまちをつくっていくため、平成23年度から10年間を計画期間とし、新たなまちづくりの指針となる「第5次芦屋町総合振興計画」を策定しました。

新たな総合振興計画では、海や川などの自然、歴史・文化などの芦屋町の良さや魅力をまちづくりに活用し、加えて、まちづくりの担い手である住民との協働のもと、活力ある元気な芦屋町をつくるという想いを込め、町の将来像を「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」としています。

また、総合振興計画では分野ごとに7つの基本目標を設定し、体系化した具体的な方策を推進していきますが、最初の基本目標は「住民とともに進めるまちづくり」として、住民の皆さんとの「協働」を掲げています。さらに、計画の実現に向け、行財政改革をはじめ、職員の育成や生産性の高い組織づくりなど行政内部の改革に取り組んでいきます。

この総合振興計画は、多くの住民の意識調査結果やまちづくりを担う団体などのヒアリングなど を経て策定されたものであり、着実に計画を推進することで芦屋町がより良いまちへと発展し、住 民一人ひとりが芦屋町に住むことの幸せを実感していただけるものと信じています。

豊かな自然、歴史・文化の薫り高い芦屋町を舞台に、住民の皆さんと行政が「元気なあしや」の創出に向けてともに力を合わせていけるよう、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました皆さま、熱心にご審議いただきました芦屋町総合振興計画審議会委員や芦屋町議会議員の皆さま、そして、すべての関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成23年4月

### 第5次

## 芦屋町総合振興計画

#### **魅力**を活かし みんなでつくる 元気なあしや



## 目次/contents-

## 第1部 基本構想

| 1           |                                   |    |
|-------------|-----------------------------------|----|
| 第 章         | 計画の策定にあたって                        |    |
|             | ① 計画策定の目的                         | 2  |
|             | 2 計画の性格と役割                        |    |
|             | 3 計画の構成と期間                        | 3  |
| 第2章         | 芦屋町の概要                            |    |
| N7 == +     | 1 芦屋町の状況と特性                       |    |
|             | 2 数値でみる芦屋町                        |    |
| 第一章         | 共画祭中の北見し細語                        |    |
| <b>ポリ</b> 早 | 計画策定の背景と課題                        |    |
|             | 1 社会状況の変化                         |    |
|             | 2 アンケートからみる住民意識                   |    |
| <b>A</b>    | 3 芦屋町のまちづくりの課題                    | 14 |
| 第一章         | まちづくりの基本方針                        |    |
|             | 🚺 芦屋町の将来像                         | 16 |
| _           | ② 将来人口                            | 17 |
| 第5章         | 施策の大綱                             |    |
|             | 1 住民とともに進めるまちづくり                  | 18 |
|             | <ul><li>2 安全で安心して暮らせるまち</li></ul> |    |
|             | ③ 子どもがのびのびと育つまち                   | 19 |
|             | 4 いきいきと暮らせる笑顔のまち                  | 19 |
|             | 5 活力ある産業を育むまち                     | 20 |
|             | ⑥ 環境にやさしく、快適なまち                   | 21 |
|             | 7 心豊かな人が育つまち                      |    |
|             | 計画の実現に向けて                         | 23 |
|             | 計画の体系                             | 24 |
|             |                                   |    |

## 第2部 基本計画

| 第一章 | (仕民)         | ともに進めるまちづくり                      |          |
|-----|--------------|----------------------------------|----------|
|     | 第1節          |                                  | 28       |
| 第2章 |              | <mark>安心して暮らせるまち</mark><br>安全·安心 | 0.0      |
|     |              |                                  | 30       |
| 第一章 | <del>-</del> | がのびのびと育つまち                       |          |
|     |              | 子育て支援                            |          |
|     | 第2節          | 幼児教育•学校教育                        | 36       |
| 第一章 | いきい          | きと暮らせる笑顔のまち                      |          |
|     | 第1節          | 社会福祉                             |          |
|     | 第2節          |                                  |          |
|     | 第3節          | 医療                               | 46       |
| 第一章 | 活力ある         | る産業を育むまち                         |          |
|     | 第1節          | 農業                               | 48       |
|     | 第2節          | 水産業                              |          |
|     | 第3節          | 商工業                              |          |
|     | 第4節          | 観光                               | 54       |
| 第6章 | 環境に          | やさしく、快適なまち                       |          |
|     | 第1節          | 生活環境                             |          |
|     |              | 公園•緑地                            |          |
|     |              | 土地利用·住宅                          |          |
|     |              | 道路•交通                            |          |
|     | 第5節          | 上水道•下水道                          | 64       |
| 第章  | 心豊かる         | な人が育つまち                          |          |
|     | 第1節          | 生涯学習                             | 66       |
|     | 第2節          | 人権                               | 68       |
|     | 第3節          | 歷史•文化                            | ····· 70 |
|     | 第4節          | 国際交流                             | 72       |
|     | 計画の          | 実現に向けて                           | 74       |
|     | <b>咨</b> 业后  |                                  |          |
|     | 資料編          |                                  | /8       |

第1部

# 基本構想

- # **1** 計画の策定にあたって
- 第2章 芦屋町の概要
- 第3章 計画策定の背景と課題
- <sup>第4</sup>章 まちづくりの基本方針
- 第5章 施策の大綱

## 第一章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

芦屋町では、平成13年度を初年度とする第4次芦屋町総合振興計画において、「歴史を守り 海と緑を活かし ひとが育つまち」を将来像に掲げ、その実現に取り組んできました。この間、歴史民俗資料館をはじめ、図書館や町民会館、中学校、子育て支援センターなどの教育・福祉施設の整備、新緑ヶ丘団地の建設やタウンバス事業の実施など都市基盤づくりを進めてきました。また、住民との協働の基礎となる「芦屋町住民参画まちづくり条例」の制定、歴史ある花火大会の再開、小学校4年生まで35人学級の実施など特色あるまちづくりに取り組んできました。

しかし、少子高齢化の進行、高度情報化の急速な進展、地球規模の環境問題、ライフスタイルの多様化など、芦屋町を取り巻く環境は大きく変動しており、厳しい財政状況や地域コミュニティ意識の希薄化など、さまざまな課題に直面しています。また、地方分権改革により国から地方への権限委譲が進むなど地方分権が進展しており、自立する町をめざした行政システムの変革や、住民参画による協働のまちづくりを推進するため、地域の実情に即した取り組みも求められています。

こういった背景を踏まえ、今後の社会情勢の変化を的確に捉えながら、新たな時代 に対応するための総合的な指針として第5次芦屋町総合振興計画を策定します。

## 2 計画の性格と役割

この計画は、長期的な展望のもと町の将来像を明確にし、その実現に向けた基本的な考え方や方針を総合的、体系的にまとめた町の最上位計画であり、芦屋町の経営方針であるとともに、住民と行政による協働のまちづくりを進める役割を担っています。また、国や県、民間団体などの行う事業について相互調整を図るうえでの指針となるものです。

国・県 芦屋町 住民など

### 芦屋町総合振興計画

- ・芦屋町都市計画マスタープラン
- 芦屋町地域防災計画
- · 芦屋町高齢者福祉計画
- ・芦屋町生涯学習基本構想 など各種計画

## 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成されます。

## 基本構想

「基本構想 | は、芦屋町の将来像と基本目 標を掲げ、これを実現するための施策の大綱 を定め、まちづくりの基本的方向を明らかにす るものです。

計画期間は、平成23年度(2011年度)を初 年度とし、平成32年度(2020年度)までの10 年間とします。

## 実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した各施策につ いて、実効性を考慮して事業量や実施時期を決定し、 財源措置を講じることで予算編成の基礎となるもの です。

計画期間は向こう3年間とし、毎年検討を加えるロー リング方式により調整を行います。

また、効率的・効果的な行財政運営を図るため、 実施計画は毎年必要性や有効性などをPDCAサイ クルで評価していきます。

## 基本計画

「基本計画 | は、基本構想の施策の大 綱に基づいて、総合的かつ体系的に施策 の方向を示すものです。

計画期間は、前期計画を平成23年度(2011 年度)から平成27年度(2015年度)、後期 計画を平成28年度(2016年度)から平成 32年度(2020年度)の各5年間とします。

| 平成<br>23年度 |      | 平成<br>25年度 | 平成<br>26年度 |       | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
|------------|------|------------|------------|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
|            |      |            |            |       |            |            |            |            |            |
|            |      |            | 基本構想       | !(平成2 | 3年度~3      | 2年度)       |            |            |            |
|            |      |            |            |       |            |            |            |            |            |
| 前期         | 基本計画 | (平成23年     | F度~27年     | =度)   | 後期         | 基本計画       | (平成28年     | 年度~32年     | F度)        |
|            |      |            |            |       |            |            |            |            |            |
|            | 実施計画 |            |            |       |            |            |            |            |            |
|            |      | 毎          | 年度見直       | し     |            |            |            |            |            |
|            |      | 実施計画       |            |       |            |            |            |            |            |
|            |      |            |            |       |            |            |            |            |            |

## 第2章

## 芦屋町の概要

## 1 芦屋町の状況と特性

芦屋町は、福岡県の北端(北緯33°53、東経130°40)に位置し、東西44km、南北5.3km、行政面積11.42km²の町域です。しかし、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の3分の1を占めているため、実質的な行政面積は約7.37km²となります。

町の北東部から北西部にかけては、響灘に面する美しく変化に富んだ海岸線となっており、また、北東部から南東部にかけては、北九州市若松区と接する標高60m未満の丘陵地帯となっています。

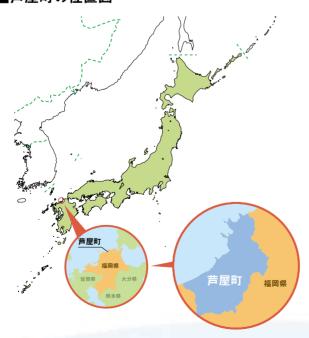
公共交通機関は、芦屋タウンバス及び北九州市営バスが運行しており、JR遠賀川駅・折尾駅に20~25分でアクセスしています。また、JR黒崎駅へは急行バスを利用し、約35~40分でアクセスしています。北九州市の小倉までの所要時間は車で約40分、北九州市に職場を持つ人の通勤圏内にあります。

芦屋町と他市町を結ぶ道路としては、北九州市若松区から西に向かう路線として 国道495号が町の中央部を縦断しており、ボートレース芦屋前で北九州・芦屋・福岡 線(主要地方道)と接続しています。

芦屋町の特性としてまずあげられるのは、美しく豊かな自然、特に玄海国定公園を臨む海岸線の美しさです。福岡県の天然記念物にも指定されているはまゆう群生地や、遠賀川をはさんだ東側は洞山に代表される迫力ある奇岩が連なる海岸、西側は白い砂浜が広がる海岸と変化に富んでおり、さらに海岸線にはサイクリング道路が設けられ、大切な観光資源となっています。

町を二分する遠賀川では、地域特性を活かした「花火大会」や「精霊流し」、航空 自衛隊芦屋基地では「基地航空祭」などのイベントもあります。

#### ■芦屋町の位置図



また、町内には古い歴史を 持つ神社仏閣や文化財も多く、 いにしえの芦屋町をしのば表 がにしえの芦屋をを るものに「芦屋釜」があいます。 高ものに「芦屋釜」が指定されている茶の湯釜9点のかり れている茶の湯釜9点のかりである。 ます。この芦屋釜のが復興されているで ます。この普及をめざ料した 「芦屋をの里」、考古を展歴史の里」など、できるで 文化になることができるといます。

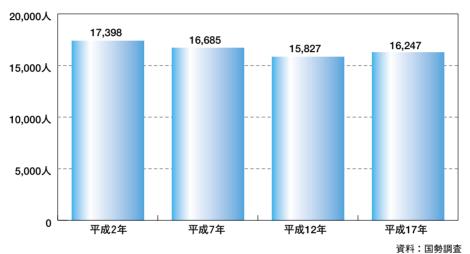
### 2 数値でみる芦屋町

#### 1 人口

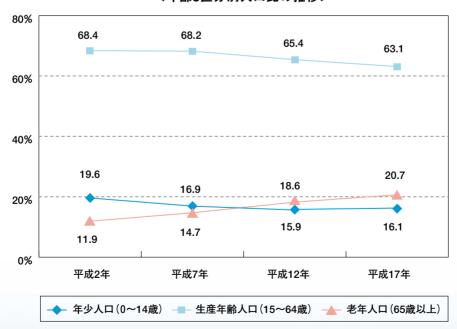
芦屋町の総人口は、平成2年から平成12年にかけて減少しており、花美坂団地の開 発によって平成17年は増加しています。

また、年齢3区分別人口比では、平成12年以降、老年人口比(65歳以上)が年少人 口比(0~14歳)を上回っており、少子高齢化の進行がうかがえます。

#### <総人口の推移>



#### <年齢3区分別人口比の推移>



資料:国勢調査

#### 2 世帯

世帯数は、平成2年以降増加傾向にあり、平成17年では5,915世帯となっています。 一方、一世帯あたり人員数は減少しており、平成2年の2.99人から平成17年では2.61 人となっています。



<世帯数と一世帯あたり人員数の推移>

資料:国勢調査

#### 3 財政

#### (1) 主な町の収入

町民税をみると、平成19年度に国の三位一体改革\*\*1の一環である税源移譲により増加しているものの、それ以降は減少傾向にあります。また、固定資産税も平成20年度に増加したものの、減少傾向にあります。国から交付される地方交付税\*\*2については、三位一体改革による地方交付税の見直しが影響し、平成19年度では減少しているものの、国の経済対策などによって、それ以降は増加しています。



<町民税、固定資産税の推移>

資料:地方財政状況調査

※1**三位一体改革**:地方分権を進めるために、国と地方の税財政を見直す改革で、①国庫補助・負担金の廃止・縮減、②地方交付税の見直し、③地方への税源移譲の3つを一体的に行う改革。

※2**地方交付税**:地方自治体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方自治体 に対して交付される資金。国が徴収した税(所得税、酒税、法人税、たばこ税、消費税)の一定割合が充 てられる。

#### <地方交付税の推移>



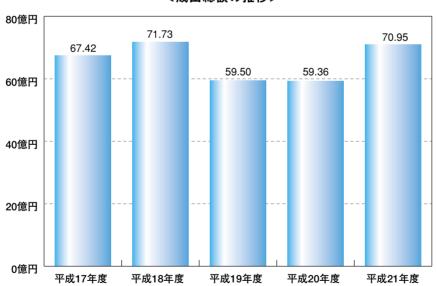
資料:地方財政状況調査

#### (2) 歳出 (一般会計)

歳出総額をみると、平成18年度では新緑ヶ丘団地の建設などにより増加しているものの、平成19年度から平成20年度にかけては減少しています。

また、平成21年度では中央公民館や町民会館の改修などの大型事業の実施、国による緊急経済対策による交付金によって増加しています。

#### <歳出総額の推移>



資料:地方財政状況調査

#### (3) 財政の健全性

健全化判断比率とは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算出する四つの比率で、財政の健全化や再生の必要性を判断するものです。この比率のうちどれか一つでも基準を超えると財政健全化計画等を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

芦屋町健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、健全な状態であるといえます。

#### <健全化判断比率の推移>

単位:%

|    |             | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |  |
|----|-------------|--------|----------|---------|--------|--|
|    | 平 成 1 9 年 度 | _      | _        | 11.9    | _      |  |
| 実績 | 平成20年度      | _      | _        | 10.6    | _      |  |
|    | 平成21年度      | _      | _        | 10.4    | 9.0    |  |
| 基準 | 早期健全化基準値    | 15.0   | 20.0     | 25.0    | 350.0  |  |
|    | 財政再生基準値     | 20.0   | 40.0     | 35.0    |        |  |

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「一」と表示しています。

#### ●実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

#### ●連結実質赤字比率

公営企業会計を含むすべての会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標 化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示します。

#### ●実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

#### ●将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示します。



## 第3章

## 計画策定の背景と課題

近年わが国では、バブル経済の崩壊に起因する経済成長の低迷が続く中、人口減少 社会の到来と少子高齢化の進行、地球規模での環境問題の深刻化、高度情報化社会の 進展、地方分権の進展など社会情勢が激変しています。こうした動きは、時代の潮流 として、今後ますます加速することが予測され、まちづくりにおけるさまざまな課題 を提起しています。

## 1 社会状況の変化

#### 1 安全・安心を求める意識の高まり

近年、集中豪雨や地震などの防災面、不審者や薬物などの防犯面だけでなく、高齢者や子どもの交通事故、食の安全や振り込め詐欺などの消費者問題など、さまざまな面から安全・安心が求められています。

しかし、多様化する問題に対して、行政機関や治安維持機関だけでは対応できない部分が増えてきています。このため、地域コミュニティの重要性、必要性が再確認されていますが、住民同士のつながりやコミュニケーションが希薄化しており、これらの問題も含め、行政と地域との協働による取り組みが求められています。

#### 2 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

わが国の少子高齢化は、世界でも例を見ないほど急速に進行しています。全国の高齢化率(65歳以上人口割合)は、平成17年(2005年)に20.1%であったものが、平成37年(2025年)には30.5%になることが予測されており、さらに高齢化が進むことが見込まれています。また、若年世代の減少などもあり、長期的にはわが国の人口は減少を続けていくことが考えられます。こうした人口減少・人口構造の変化は、地域の活力低下につながります。

そのため、今後まちを担う人材を育成していくための教育環境の向上や、人口の減少に歯止めをかけるため、子どもを安心して生み育てることができる環境づくり、若者が定住できる魅力あるまちをめざすことが重要となります。

一方で、高齢化の進行は、年金や医療、高齢者介護などにも大きな影響を与える ことから、高齢者の生きがいづくりや社会参加、介護予防対策を推進することが求 められています。

#### 3 地方分権の進展

地方自治体においては、平成12年度に施行された地方分権一括法により行政のあり方が大きく変化しています。さらに、国の三位一体改革に伴い、国から地方への税源委譲、地方交付税をはじめ補助金や交付金などが見直されるなど、地方自治体の財政運営は厳しいものとなっており、効率的な行政運営が求められています。

また、国の地方分権改革推進計画\*\*\*に基づき、地方自治体の裁量権や自主性が高まることが予想されます。

※1**地方分権改革推進計画**:平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進法に基づく計画で、 今後の地域主権改革の推進体制などに関する取り組みを示したもの。 そのほか、道州制や定住自立圏構想\*\*1などが議論され、自治体を取り巻く状況はこれからも変化していくことが考えられます。

このような状況の中、自治体自らの責任と判断により創意・工夫して個性豊かな魅力あるまちづくりを進める必要があり、地域経営の視点を持ちながらまちの発展をめざすことが求められています。

#### 4 環境問題の深刻化と循環型社会\*\*の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムにより、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題が深刻化しています。

近年、わが国でもようやく省資源・省エネルギー型ライフスタイルへと消費者自らの意識が 転換しつつあるものの、後世に美しい環境を残していくためにも、今一度一人ひとりが意識改 革を図り、自然環境の保全に取り組んでいく必要があります。

また、循環型社会の構築や自然との共生をめざし、資源・エネルギーの節減と有効利用、廃棄物の減量に取り組んでいくことが求められています。

#### 5 価値観及びライフスタイルの多様化

人々の意識がものの豊かさから心の豊かさへと変化している中、便利な暮らしを求めた都市での生活から、地方や農山村での生活を選択する人が増えていることや、趣味や生涯学習、ボランティア活動への参加意欲の高まりなど、生活における個人の価値観は多様化しています。

また、雇用労働形態の変化に伴って人々の生活スタイルも多様化しており、地域活動や行政 運営をはじめ、さまざまな分野に影響を与えています。

今後は、人々の意識の変化や地方圏への関心・居住希望などの動きを捉え、地域の活性化につなげていくとともに、個人の価値観、ライフスタイルの変化を考慮し、対応していくことが求められています。

#### 6 高度情報化の進展

近年、パソコンやインターネット、携帯電話などに代表される情報通信技術が世界規模で飛躍的に発展・普及し、容易に時間や場所をこえて情報の受発信が可能となる環境が整いつつあります。これにより、在宅勤務や多様な情報の入手などが可能となり、人々の生活スタイルや経済活動など、社会のあり方全般に大きな影響を与えています。

しかし情報化が進む一方で、個人情報保護や情報格差の問題、情報通信技術を悪用した犯罪の増加などの諸問題が生じており、これらを踏まえつつ、高度情報化社会に対応したまちづくりを進めることが求められています。

- ※1**定住自立圏構想**:地方から大都市圏への人口流出を抑制するため総務省が推進する施策。「中心市」 の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用し て相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保して地方圏へ の人口定住を促進すること。
- ※2**循環型社会**:再生可能な資源の利用推進、廃棄物等の発生抑制や資源の循環的な利用及び適正処理 を図るなど、物質循環をできる限り確保することによって、環境への負荷を少なくし、持続可能な 形で循環させながら資源を利用していく社会のこと。



## 2 アンケートからみる住民意識

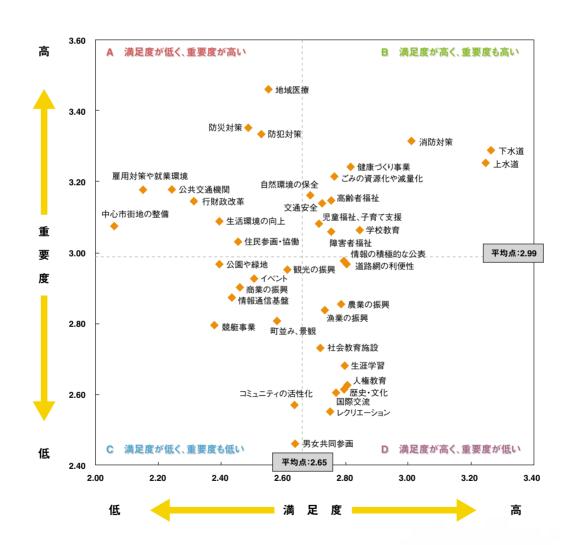
総合振興計画の策定にあたり、平成21年11月から12月にかけて、芦屋町在住の20歳以上の住民を対象にアンケート調査を実施しました。

#### 1 芦屋町の取り組みに対する満足度・重要度について

満足度、重要度ともに高いものは「上水道」や「下水道」となっています。

「雇用対策や就業環境」、「公共交通機関」、「中心市街地の整備」などは、満足度が低く重要度が高くなっているため、今後の施策での対応が急務であるといえます。

「地域医療」、「防災対策」、「防犯対策」などについては、重要度が高いものの、満足度が平均以下であり、対応が求められています。

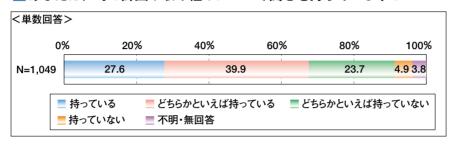


#### 2 協働のまちづくりについて

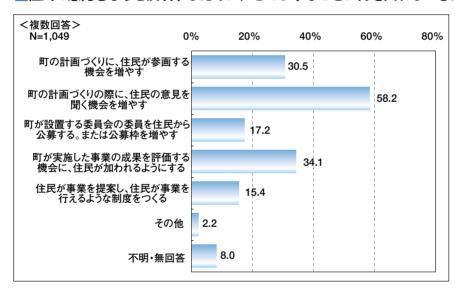
町の計画や取り組みに対する関心については、「どちらかといえば持っている」が39.9%、「持っている」が27.6%と、何らかの関心がある人が約7割となっています。

また、住民の意見をもっと反映するために、力を入れるべきことについては、計画づくりや事業評価における住民参画が多くなっています。

#### ■あなたは、町の計画や取り組みについて関心を持っていますか



#### ■住民の意見をもっと反映するために、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか





## 3 芦屋町のまちづくりの課題

社会状況の変化及びこれからのまちづくりに求められる事項、また、住民アンケート結果やその他計画策定にかかる基礎調査結果などを踏まえ、今後のまちづくりを進めるにあたっての課題をまとめると、以下のようになります。

#### 1 協働のまちづくりの推進

安全で暮らしやすい身近な地域をつくるためには、行政主導のまちづくりではなく、 地域の課題を地域の力で解決できるよう、住民一人ひとりが地域コミュニティを形成 する一員であることを自覚し、常に地域とのコミュニケーションを図っていくことや、 地域づくりを進めるリーダーが必要です。

しかし、地域コミュニティに対する住民の意識は、住民アンケート結果のとおり希 薄になっており、自治区離れに歯止めがかからない現実があります。

そのような課題を解決し、住民同士が積極的にコミュニケーションを図っていくためには、地域の情報や住民の意見などを積極的に収集することをはじめ、リーダーの育成・支援や地域活動への支援など、あらゆる分野において住民と行政の協働のまちづくりを進めることが課題です。

#### 2 安全・安心の確保

生活における安全・安心の確保はすべての人の願いであり、住民アンケート結果においても防犯・防災対策や消防体制の充実が求められています。また、今後も高齢者や単身世帯の増加が見込まれ、安全・安心に対する社会全体での取り組みが重要となります。

そのため、地域や関係機関と連携を図りながら、防犯・防災対策や消防体制、交通 安全対策の充実に努めるとともに、日頃からの近所づきあいや見守りなどを通して地 域力を高めるなど地域全体での取り組みを促進することが課題です。

#### 3 子どもが健やかに育つまちづくりの推進

子どもの健やかな成長を促し、安心して子どもを生み育てることのできる社会づく りを進めていくことは重要な取り組みの一つです。

芦屋町ではさまざまな子育て支援や、さわやかプロジェクトをはじめとする特色ある教育活動に取り組んでおり、住民アンケート結果からも子育て支援や学校教育の重要度の高さがうかがえます。

まちの将来を担う子どもの育成に加え、若年層の定住促進を図っていくためにも、 芦屋町で子育てをすることにメリットを感じられるような魅力ある子育て支援と教育 の充実に取り組むことが今後も必要です。

#### 4 健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進

高齢者の増加により、将来の医療不安や介護不安など多くの課題が懸念されており、 住民アンケート結果でも医療や福祉へのニーズは高くなっています。

このため、地域医療の充実はもとより、保健・医療・福祉の連携を強化し、健康づくりや生きがいづくりの充実に取り組むことで元気な高齢者を増やしていくとともに、年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての住民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めることが課題です。

#### 5 快適で利便性の高い生活環境づくり

芦屋町では、上下水道事業をはじめ、花美坂団地の開発やタウンバス事業など都市 基盤の整備が進められてきました。しかし、交通の便や中心市街地の活性化など、住 民アンケート結果からもまちの利便性向上を求める声が多くあがっています。

そのため、公共交通ネットワークづくりや既存商店街と一体となった中心商業拠点の形成など町全体の利便性の確保に努めることが課題です。また、芦屋町の恵まれた自然環境の保全をはじめ循環型社会の形成、各種都市基盤整備などを進め、住民が住み続けたいと思える生活環境の整備を図ることが課題です。

#### 6 担い手・人材の確保と育成

少子高齢化の進行や社会経済の変化に伴い、芦屋町でも産業従事者の高齢化及び後継者不足が課題となっています。また、観光や福祉などまちづくりを支える各種団体においても、新規加入者の減少、会員の高齢化が進んでいます。

このようなまちづくりを支える人材の確保は、産業や観光分野をはじめ、福祉、生涯学習分野などを活性化させるためにも必要です。今後は、産業を支える後継者・新規就業者への支援、意欲ある住民と各種団体とのコーディネート、リーダーづくりなど、担い手や人材の確保と育成に積極的に取り組んでいくことが課題です。

## 第4章 まちづくりの基本方針

## 1 芦屋町の将来像

芦屋町の美しい自然環境や古くから培ってきた歴史・文化は、町の大きな魅力であり、活力あるまちづくりを進めるためには、それらの魅力を最大限に活かしていくことが重要です。

そのためには、芦屋町に住む人々が町の魅力を活かすまちづくりの担い手として育ち、住民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めていく必要があります。

以上のことを踏まえ、第5次芦屋町総合振興計画では、将来像を以下のように設定 します。

#### 一将来像一

## 魅力を活かし みんなでつくる元気なあしや

## 彩来像に込める想に

#### 魅力を活かし・・・

海や川などの自然、歴史・文化などの芦屋町の良さ、 魅力をまちづくりに活用します。

みんなでつくる 元気なあしや…

まちづくりの担い手である住民との協働のもと、 活力ある元気な芦屋町をつくります。

## 2 将来人口

日本の総人口そのものが減少している中、多くの市町村において今後の人口減少が 予測されており、芦屋町における将来人口推計でも平成32年では13,700人と平成22年 の15,367人と比べ、1,667人の減少が予測されます。

今後、町有地の有効利用や子育で・教育環境の充実などに取り組み、定住促進に努めることで、人口減少を抑制していく必要があります。このような考えに基づいた施策の推進を前提に、平成32年の目標人口を以下のように設定します。

## 平成32年の目標人口 14,300人

#### < 芦屋町の将来人口の推計>



※平成22年は国勢調査の速報値(年齢3区分別人口は平成22年住民基本台帳人口に基づき案分)

#### <算出方法>

**コーホート変化率法**: コーホートとは、特定の社会的集団(通常は年齢階層別男女別人口)のことで、コーホート変化率法 とは、年齢のコーホートごとに一定期間の人口の変化率が大きく変化することはないものと仮定して、将来人口を推計する 方法。



## 施策の大綱

芦屋町の将来像である「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に向け、以下の7つの基本目標を掲げ、施策の展開を図ります。

## 1 住民とともに進めるまちづくり

#### 1 地域づくり

行政情報の積極的な公表など、「芦屋 町住民参画まちづくり条例」に基づき、 あらゆる分野において行政と住民との 協働のまちづくりを進めます。

また、住民一人ひとりがコミュニティを形成する一員であることの自覚を高め、地域における連帯意識を深めます。さらに、自治区活動や各種団体活動への支援及び地域づくりを進めるリーダーの育成・支援に取り組むことで住民同士のコミュニケーションを促進し、暮らしやすい地域づくりを進めます。



### 2 安全で安心して暮らせるまち



#### 1 安全·安心

すべての住民の生命や財産を守るため、地域における防災組織の充実や急傾斜地対策、雨水・排水対策など防災対策に取り組むとともに、消防体制の強化を図ります。また、地域や関係機関と連携を図りながら、防犯意識の高揚や防犯活動の促進に努めるとともに、交通安全対策の充実など、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

### 3 子どもがのびのびと育つまち

#### 1 子育て支援

次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援 するとともに、保護者のニーズに応じた保育サー ビス及び保育施設の充実を図ります。また、子育 て支援センターを中心とした育児支援の充実に取 り組みます。

#### 2 幼児教育・学校教育

まちの将来を担う子どもたちがたくましく、健 やかに成長することができるよう、学力の向上や 健康な体づくりはもとより、豊かな人間性や創造



力の育成など、学校教育や幼児教育の充実を図ります。また、小学校の耐震化や給食センターの整備など安心して学習することができる教育環境づくりを進めます。

## 4 いきいきと暮らせる笑顔のまち



#### 1 社会福祉

高齢者や障がいを持つ人などがいきいきと生活できる社会をめざし、自立や社会参加を促進するための福祉ボランティアの育成や住民相互の助け合いなど、住民が主体的に福祉活動に取り組める仕組みづくりを行うとともに、福祉施設や在宅福祉サービスの整備を行い、地域福祉の推進を図ります。また、健康づくりや生きがいづくり事業の充実に取り組みます。

#### 2 健康づくり

住民一人ひとりの健康の保持・増進を図るため、乳幼児から高齢者までを対象とした各種健診や健康教室の充実に努め、健康づくりに対する意識の高揚を図ります。また、健康相談による疾病予防、特定健康診査・特定保健指導による医療費の削減等に取り組み、国民健康保険事業の安定化を図ります。

#### 3 医療

町立芦屋中央病院の医療機器の充実をはじめ、各医療機関との連携を図り、住民が 安心して生活できるよう地域医療体制の整備・充実に取り組みます。

## 5 活力ある産業を育むまち

#### 1 農業

農地の有効利用と農業基盤の整備を図るとともに、中核農家\*1をはじめとする担い手の育成支援に取り組み、農業生産の振興を図ります。また、地産地消\*2や農産物のブランド化を支援し、農業経営の安定化を図ります。

#### 2 水産業

直売所の整備や、つくり育てる漁業の推進などにより地産地消及び漁業経営の安定 化を図ります。また、漁業施設の整備や柏原漁港の環境整備により、漁港施設の機能 向上や活力ある漁港づくりに取り組みます。

#### 3 商工業

商工会と連携を図りながら事業所の活性化に努めるとともに、船頭町駐車場を活用した中心商業拠点の形成及び企業誘致条例を活用した取り組みなど、住民の利便性の向上と雇用の確保を図ります。

#### 4 観光

美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源に関する情報発信を行いながら、観光資源を活かす公園などの整備に取り組みます。

また、観光協会などと連携し、住民が参画するイベントや活動を創出するとともに、歴史ある花火大会など、従来から実施しているイベントの充実や支援により交流人口の増加を図ります。



※1**中核農家**: 芦屋町では、経営耕地が1ヘクタール以上の農家を中核農家とする。

※2地産地消:地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

## 6 環境にやさしく、快適なまち

#### 1 生活環境

住民の環境美化意識の高揚や省エネルギーの推進、ごみの資源化・減量化など適切なごみ処理を進め、地球温暖化防止と循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。

#### 2 公園・緑地

緑地の保全・育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図ります。また、住民や訪れた人が潤いを感じ、さまざまな交流の機会を生み出すことができるよう、公園の整備充実や良好な維持管理を進めます。

#### 3 土地利用·住宅

地域特性に応じた「芦屋都市計画用途地域\*\*」や「芦屋町農業振興地域整備計画」の 見直しを検討します。また、定住奨励施策の検討など定住促進に取り組むとともに、 町営住宅の長寿命化\*\*2及び管理戸数の適正化を図ります。

#### 4 道路·交通

老朽化した生活道路などの整備や歩道のバリアフリー化、橋梁の長寿命化など道路の整備促進に取り組みます。また、近隣市町や関係機関と連携を図りながら、バス交通の運行確保や利便性の向上など公共

交通網の充実を図ります。

#### 5 上水道·下水道

計画的な公共下水道施設の整備、浄化センター及びポンプ場の長寿命化に向けた改築更新など、公共下水道の整備充実を図ります。また、適正な受益者負担のもと、下水道事業経営の安定化を図ります。



※1**用途地域**:「都市計画法」の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。

※2**長寿命化**:公共施設などについて、限られた財源の中で計画的に改築や修繕等を行い、老朽化に伴う事故発生や機能停止を未然に防止し、効率的に施設の維持・管理を行うことで施設の寿命をのばすこと。

## 7 心豊かな人が育つまち

#### 1 生涯学習

「芦屋町生涯学習基本構想」に基づき、住民がいつでも、どこでも学ぶことができ、学んだ 知識を活かすことができる環境づくりを進めるとともに、青少年の健全な育成や住民の生きが いづくりなどに取り組みます。

また、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようスポーツやレクリエーション活動 の充実や支援に取り組みます。

#### 2 人権

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題への啓発を進めるとともに、すべての住民が性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、その意識づくりや環境整備に取り組みます。

#### 3 歴史·文化

芦屋町の貴重な文化財・伝統文化を次代に継承するため、文化財の保護や後継者の育成に努

めるとともに、芦屋釜の里・歴史の里の活 用を図ります。また、芦屋釜の復興のため、 鋳物師の独立支援に取り組みます。

さらに、ギャラリーをはじめとする文化 活動拠点の活用によって、住民の文化・芸 術活動の振興を図ります。

#### 4 国際交流

国際感覚豊かな人材を育成するため、 ホームステイ派遣事業をはじめ、国際交流 活動を担う団体への支援に取り組みます。





限られた財源の中で効果的な行財政運営を進めるため、行政事務や財政 運営の効率化、芦屋町の雇用や財政に大きく寄与してきた芦屋競艇の経営 改善など自主財源の確保を図ります。また、組織機構の見直しや研修等を 通じた職員の資質向上、広域行政の推進など効果的・効率的な行政運営を 進めます。

さらに、施策に基づく個々の実施計画の進捗状況や効果について評価を 行い、進行管理を進めます。

### 計画の体系

一将来像一

魅力を活かし

元気なあし



#### 基本目標(章)

施策(節)

第1章 住民とともに 進めるまちづくり

1 地域づくり

第2章 安全で安心して 暮らせるまち

1 安全 安心

第3章 子どもがのびのび と育つまち

1 子育で支援 2 幼児教育・学校教育

第4章 いきいきと暮ら せる笑顔のまち

1 社会福祉 2 健康づくり

3 医療

第5章 活力ある産業を 育むまち 1 農業

2 水産業 3 商工業

4 観光

第6章 環境にやさしく、 快適なまち 1 生活環境

2 公園·緑地 3 土地利用·信

3 土地利用·住宅 4 道路·交通

5 上水道・下水道

第7章 心豊かな人が 育つまち 1 生涯学習

2 人権

3 歴史・文化

4 国際交流

#### 計画の実現に向けて

- ●健全で持続可能な行財政運営を行います
- 競艇事
- ●職員の育成や資質向上を図ります

●柔軟で

画

- (1) 防災対策の充実 (2) 消防の充実 (3) 防犯対策 (4) 交通安全対策
- (1)児童福祉の充実
- (1) 学力の向上 (2) 豊かな心・健やかな体の育成
- (3) 特別支援教育の推進 (4) 学校施設・教育環境の充実
- (1) 高齢者福祉の充実 (2) 障がい者福祉の充実 (3) 地域福祉の推進
- (1)健康づくりの推進 (2)国民健康保険事業
- (1)地域医療の充実
- (1)担い手の育成支援 (2)農地の有効利用と農業基盤整備
- (1)漁業経営の安定化 (2)漁港基盤の整備
- (1) 商工業の振興
- (1) 観光資源の整備と活用 (2) 住民参画型観光の推進
- (1) 環境の保全と美化 (2) 循環型社会の推進
- (1) 身近な公園の充実 (2) 緑地の保全と育成
- (1) 地域特性を活かした土地利用 (2) 良好な住宅の形成
- (1) 道路の整備促進 (2) 公共交通機関の充実
- (1)公共下水道の整備充実
- (1) 社会教育の推進 (2) スポーツ活動の充実 (3) 社会教育施設の整備充実
- (1)人権の尊重 (2)男女共同参画の推進
- (1) 文化財の保護と活用 (2) 芦屋歴史の里・芦屋釜の里の充実
- (3) 文化・芸術活動の充実
- (1) 国際交流の推進

業の売上向上や経営改善を進めます 生産性の高い組織づくりをめざします 広域連携を進めていきます

#### 第2部

# 基本計画

- 第1章 住民とともに進めるまちづくり
- **2**章 安全で安心して暮らせるまち
- 第3章 子どもがのびのびと育つまち
- 第**4**章 いきいきと暮らせる笑顔のまち
- 第5章 活力ある産業を育むまち
- ${}^{\hat{\mathbf{f}}}\mathbf{6}$  環境にやさしく、快適なまち
- 第7章 心豊かな人が育つまち

計画の実現に向けて

## 住民とともに第一章 進めるまちづくり

## 第1節 地域づくり

#### 現状と 課題

●住民に身近な行政は、地方公共団体が広く担い、住民自らが地域の諸 課題に取り組むことができるよう、地方分権への改革が進んでいます。 そのためこれまでの行政主導のまちづくりから、あらゆる分野で住民と 行政によるパートナーシップのまちづくりを進めていくことが求められ

ています。

● 芦屋町では平成20年4月に「芦屋町住民参画まちづくり条例」を施行し、積極的な行政情報の公表や住民参画機会の提供、地域課題の解決に向けた「芦屋町出前町長室」の実施など、協働のまちづくりに向けた取り組みを進めてきました。

また、平成19年度から自治区と行政で自治区加入促進会議を設置し、自治区加入のモデル地区の指定や加入対策などに取り組んできたものの、平成21年度の加入率は66.3%と、近隣自治体と比較しても低位にあります。

住民同士のコミュニケーションを高め、暮らしやすい地域をつくるためには、地域コミュニティの核である自治区の活動が大変重要です。そのため、今後も自治区の活性化支援や加入率の向上に向けた取り組みを強化することが必要です。また、自治区の見直しや地域づくりを進めるリーダーの育成・支援に努めることも課題です。

●平成22年3月には町民会館にボランティア活動センターが設置されました。今後は センターの機能充実を図り、パートナーシップの拠点として活用します。また、各種 団体の活発な活動及びまちづくりを支える人材の発掘・育成が期待されます。

#### 基本 方向

情報の積極的な公表やボランティア活動の支援などを通じ、あらゆる 分野で協働のまちづくりを進めるとともに、暮らしやすい地域をつくる ために自治区の活性化を進めます。

#### 主要施策

#### (1)住民との協働

- 1 住民と行政が、ともに協力しながらまちづくりに取り組むために、行政情報を積極的に公表し、情報の共有を進めます。
- 協働を進めるための仕組みづくりを進め、あらゆる分野で住民の参画を促進します。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                    | 概 要   |
|----|------------------------|---|
| 1  | 芦屋町住民参画まちづくり条<br>例推進事業 | 情報の積極的な公表、住民参画推進会議での審議、職員研修などを通して協働のまちづくりを進めます。 |

## (2)地域コミュニティの推進

- 1 自治区の活性化や加入率の向上のため、地域リーダーの育成や自治区活動の支援に取り組みます。
- **②** 暮らしやすい地域づくりの実現や地域の課題を解決するため、自治区と意見交換を進めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名        | 概要   |
|----|------------|--|
| 1  | 自治区活性化促進会議 | 区長と行政による会議を設置し、地域リーダーの育成や自治区<br>の活性化に取り組みます。 |
| 2  | 出前町長室      | 自治区へ町長が出向き、町政運営や区の課題などについて意<br>見交換を行います。     |

#### (3)ボランティア活動などの支援

- 1 ボランティア活動センターを中心に、まちづくりを支える人材を発掘、育成します。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体などが効果的に活動できるよう支援します。
- 3 婦人会や老人クラブなど地域における各種団体への活動支援を行います。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名         | 概 要  |
|----|-------------|--|
| 1  | ボランティア活動の支援 | ボランティア活動を促進するため、ボランティア活動センターを中心に、ボランティア活動に関する相談や情報、活動場所の提供などを行います。 |

# 地域づくりを向上させる目標

| +じ+亜 夕                | 現状値    |       | 目標値      |
|-----------------------|--------|-------|----------|
| 指標名                   | 年度     | 値     | (平成27年度) |
| 「まちづくりへの住民参画・協働」の満足度* | 平成21年度 | 2.46  | 2.65     |
| 自治区加入率                | 平成21年度 | 66.3% | 70.0%    |
| ボランティア団体登録数           | 平成21年度 | 14団体  | 35団体     |

<sup>※「</sup>まちづくりへの住民参画・協働」に対する満足度は、平成21年度に実施した住民アンケート結果におけるすべての調査項目の平均満足度が2.65に対して、調査時点では2.46でした。

# 2 安全で安心して第2章 暮らせるまち

# 第1節 安全・安心

# 現状と 課題

●芦屋町では、防災マップをはじめ、洪水、地震・津波ハザードマップを全戸配布し、平成21年度には町内全域に防災行政無線を設置するなど、安心して暮らせる地域づくりに取り組んできました。平成22年度には、自治区や女性防火防災クラブなどの協力を得て町内一斉防災訓練を初め

て実施し、住民の防災意識の向上に取り組んでいます。今後、地域の要援護者支援などに対するきめ細かな体制づくりを進めるには、自治区を軸とした防災組織の確立が課題です。

- ■消防については、訓練などによる消防団員の資質向上、条例定数を満たしていない消防団員の確保、老朽化した消防車庫の建て替えが課題です。また、遠賀郡消防については、庁舎の老朽化や設備の更新などの課題があり、構成市町とともに対策を進めることが必要です。
- ●防犯については、犯罪の発生件数は周辺の市町と比較しても少なく、かつ減少傾向にあります。しかし、コミュニティ意識が希薄化しており、地域社会が伝統的に有していた犯罪抑止機能が低下していることから、その対策と住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ること、また、近年問題となっている悪徳商法などに対する消費者行政を充実させることなどが課題です。
- ●交通安全については、春・秋の交通安全県民運動期間中における街頭指導や啓発、平成22年11月からは芦屋橋などの上から魚釣りを禁止する「魚釣り禁止条例」の施行、ガードレールや反射鏡などの交通安全施設の整備などの取り組みを進めてきました。今後は、これまで同様に高齢者の交通安全対策や迷惑駐車対策、また、住民の交通事故ゼロを願い、継続して啓発活動や交通安全施設の整備・充実に取り組むことが必要です。
- ■武力攻撃事態などの緊急事態に備え、平成18年度に「芦屋町国民保護計画」を策定しており、継続して国民保護体制の推進に取り組むことが必要です。

## 基本 方向

災害などから住民の生命や財産を守るため、防災組織の確立や消防力の 向上を進めていくとともに、犯罪や悪徳商法などの被害防止、交通安全に 対する啓発などを進め、安全で安心して暮らせる取り組みを進めます。

# (1)防災対策の充実

- 1 集中豪雨などの対策や行動計画を盛り込んだ「芦屋町地域が災計画」の見直しを行います。
- 2 災害など、地域住民で助け合う防災組織の確立を図り、計画的に防災訓練を実施します。
- 3 急傾斜地、河川、海岸などの危険箇所を把握し、関係機関と連携しながら整備を進めていくとともに、山鹿地区の雨水排水対策の検討を進めます。
- 4 各種防災期間などを利用し、住民の意識啓発や防災知識の普及を図ります。



●防災訓練

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名     | 概要  |
|----|---------|---|
| 1  | 防災組織の確立 | 自主的に防災活動に参加し、地域住民で助け合う自主防災組<br>織の確立を図ります。 |
| 2  | 防災訓練の実施 | 小学校区ごとに防災訓練を実施します。                        |

## (2)消防の充実

- 1 消防力の向上のため、消防団員の確保に努めます。
- 2 県消防学校への入校や訓練内容の充実により消防団員の資質向上を図ります。
- 3 老朽化した遠賀郡消防庁舎及び消防団車庫の整備を図ります。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名       | 概 要                                 |
|----|-----------|-------------------------------------|
| 1  | 消防団員の資質向上 | 消防団員の資質向上のため、県消防学校への入校や訓練を<br>進めます。 |



## (3) 防犯対策

- 1 広報や町ホームページを通じた啓発活動により、住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
- 2 自治防犯組合、校区育成会議などによる地域ぐるみの防犯活動を強化します。
- ③ 福岡県消費生活センターと連携を強化し、啓発や相談など消費者保護を進めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名     | 概 要  |
|----|---------|--|
| 1  | 防犯意識の高揚 | 関係機関との連携のもと、防犯に関する啓発活動や防犯施設<br>の整備などを進めます。 |

## (4)交通安全対策

- 1 警察や交通安全協会と連携し、交通安全キャンペーンの実施や広報活動などによる啓発に取り組みます。
- 2 学校、地域での交通安全教室・講習会の開催や交通安全指導の充実を図ります。
- 3 ガードレールや反射鏡などの交通安全施設の整備充実を図ります。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名       | 概 要   |
|----|-----------|---|
| 1  | 交通安全運動    | 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける<br>ため、毎年春と秋に啓発運動を行います。 |
| 2  | 交通安全施設の整備 | ガードレールや反射鏡などの交通安全施設の整備を行います。                      |



# 安全・安心を向上させる目標

| *比·插·夕    | 現ね     | 目標値 |          |
|-----------|--------|-----|----------|
| 指標名       | 年度     | 値   | (平成27年度) |
| 地域防災組織の確立 | 平成21年度 | 0組織 | 30組織     |
| 消防団員数     | 平成21年度 | 81人 | 88人      |

# 子どもが 第**3**章 のびのびと育つまち

# 第1節 子育て支援

## 現状と 課題

■共働き世帯の増加や核家族化などにより、保育ニーズは高まっています。また、地域のつながりが希薄化しており、子育て中の親の孤立や子育てに関する知識不足から育児不安を持つ親が増えています。

● 芦屋町では、平成22年3月に「芦屋町次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、総合的な子育て支援・保育サービスを進めています。平成22年4月には、子育て支援の拠点として子育て支援センター「たんぽぽ」がオープンし、子育てをしている親子の交流や相談の場として多くの住民に活用されています。

近年では、共働き家庭の増加や就労形態の変化によって、子育て支援に対するニーズは多様化していることから、今後も放課後児童クラブの充実などに努めるとともに、保育所についても老朽化への対応を計画的に進める必要があります。

また、育児休業制度などの周知・ 啓発や父親の子育て参加の促進な ど、働きながら子育てしやすい環境 づくりも課題です。

●さらに、ひとり親家庭の増加や児童虐待、子育て家庭の孤立などの問題も発生していることから、安心して相談できる環境づくりに取り組み、子育てに関する不安や悩みの解消に努めるとともに、子どもを地域全体で育む環境をつくることが必要です。



## 基本 方向

子育で支援センターを中心とした子育で家庭への支援や、働きながら 子育でしやすい環境づくりに取り組むとともに、町立保育所の計画的な 整備を図ります。

## (1)児童福祉の充実

- 1 子育て支援センター「たんぽぽ」を拠点とし、子育てをしている家庭への支援を充 実させ、安心して子育てができる環境をつくります。
- 2 保育所における延長・一時保育の実施や放課後児童クラブの充実など、働きながら 子育てしやすい環境づくりに取り組みます。
- びとり親家庭などに対する相談や支援を行います。
- 4 安全で快適な保育環境を確保するため、保育所の改修を計画的に進めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名           | 概要  |
|----|---------------|---|
| 1  | 子育て支援センター運営事業 | 育児相談など子育て中の親子が、いつでも気軽に訪問や交流<br>ができるように施設を運営します。 |
| 2  | 保育所施設改修工事     | 保育所の空調設備や施設の改修を計画的に進めます。                        |



# 子育て支援を向上させる目標

| +比·插力               | 現ね     | 目標値  |          |
|---------------------|--------|------|----------|
| 指標名                 | 年度     | 値    | (平成27年度) |
| 子育て支援センター利用者数 (月平均) | 平成22年度 | 534人 | 630人     |

# 第一章 子どもがのびのびと育つまち

# 第2節

# 幼児教育・学校教育

# 現状と 課題

- ●子どもを取り巻く教育環境には、学ぶ意欲の低下や学力格差、いじめ、 不登校、生活習慣の乱れといったさまざまな問題が生じています。その ような状況の中で、子どもたち一人ひとりが、健やかに育ち、たくまし く生きることができるよう、幼児期からの充実した教育環境の整備が求
- められています。
- 芦屋町には現在、2つの幼稚園と4つの保育所があり、英会話教育などの就学前教育や、小学校・中学校との連携にも積極的に取り組んでいます。幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であるため、引き続き教育支援に取り組むことが必要です。
- ●学校教育では、将来に夢や希望、志を持つ子どもたちを育むため、学校・家庭・地域が連携し、学力の向上や豊かな心の育成などに取り組む「さわやかプロジェクト」を推進しています。

また、中学校においては、スクールカウンセラーや心の相談員の設置など子どもの 心の問題に対応しており、今後とも継続して取り組むことが必要です。

さらに、発達障がいのある幼児・児童・生徒に対して適切な教育的支援を行うため、 きめ細かな発達相談による障がいの早期発見・早期支援や、小中学校における特別支 援教育の推進などに取り組んでいます。今後も幼稚園・保育所・小学校・中学校の連 携のもと、家庭や地域も含めた町全体で健やかな子どもの育成に取り組むことが必要 です。

●学校施設については、ICT(情報通信技術)の整備や学校の耐震化など教育環境及び学校施設の整備充実に取り組んできました。今後も耐震化や老朽化に伴う計画的な整備など、児童・生徒が安全かつ快適に学習できる環境づくりに努める必要があります。また、給食センターについても計画的に改修などを行っているものの、老朽化が進んでいることから、建て替えを含めた整備のあり方が課題です。

## 基本 方向

将来を担う子どもたちが、確かな学力や豊かな心を身に付けることができるよう一貫した教育を進めるとともに、支援の必要な幼児や児童などに適切な指導や支援を行います。また、耐震化や老朽化対策のため、学校施設の計画的な改修や整備を進めます。

## (1)学力の向上

- 1 児童・生徒の現状を把握し適切な指導を行うため学力テストを実施し、その分析結果 に基づき、適切な指導を行います。
- ② 小学校4年生までの35人学級制や、中学校3年生を対象とした放課後の特別授業を実 施し、きめ細やかな学習指導を行います。
- ③ 小中学校9年間にわたり、計画的、継続的な教育指導を展開するため、小中一貫教育 を進めます。
- 4 英語教育を充実するため、語学指導を行う外国青年招致事業を推進します。
- 多職員の資質・指導力の向上を図るため、各種研修を実施します。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                       | 概要   |
|----|---------------------------|--|
| 1  | 学力向上事業                    | 学力テストや教員を対象とした研修の実施、少人数指導のため<br>の講師を雇用します。                             |
| 2  | 小学校4年生まで35人学級             | きめ細かな指導を通じ、学力の向上や規範意識の向上を図る<br>ため、小学校4年生までの35人学級制を実施します。               |
| 3  | 小中一貫教育・連携事業               | 一貫した教育目標のもと、小中学校9年間を前期・中期・後期に分け、それぞれの時期に応じた教育を推進するとともに、小中学校の連携事業を進めます。 |
| 4  | イブニングスタディ<br>(中学3年生の課外授業) | 基礎学力の向上を図るため、中学校3年生を対象として特別授業を放課後に行います。                                |



# 第3章 子どもがのびのびと育つまち

### 主要施策

## (2)豊かな心・健やかな体の育成

- 1 子どもたちが「夢・希望・志」を持つことができるよう、学校・地域・家庭が連携してさわやかプロジェクト事業に取り組み、豊かな心・規範意識を持った若者の育成に努めます。
- 2 登校時のごみ清掃などボランティア意識の高揚を図ります。
- ③ 健康教育、運動の習慣化、食育などの取り組みを進め、児童・生徒の健康な体づくりと基礎的な体力向上に努めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名         | 概 要   |
|----|-------------|---|
| 1  | 豊かな心育成事業    | 豊かな心を持ち、さわやかな若者を育成するため、さわやかプロ<br>ジェクト事業を推進します。    |
| 2  | 中学校部活動外部指導員 | 中学校の部活動において、多様で専門的な指導が受けられる<br>ように、外部指導員制度を実施します。 |

## (3)特別支援教育の推進

- 障がいのある幼児、児童・生徒へ適切な指導や必要な支援を行います。
- 2 保育所・幼稚園・小学校・中学校などが連携して、幼児期から就労までの長期にわたる特別支援教育を進めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| N | lo | 事業名    | 概 要   |
|---|----|--------|---|
|   | 1  | 特別支援教育 | 障がいのある幼児、児童及び生徒への支援のため、巡回相談<br>やすくすく発達相談などを実施します。 |

# (4)学校施設・教育環境の充実

- 1 児童・生徒が安全な環境で学べるよう、耐震化や老朽化に伴う学校施設の計画的な改修を進めます。
- 2 通学時の危険から児童・生徒を守るため、安全対策や不審者対策に取り組みます。
- 3 安全でおいしい学校給食を提供するため、施設の建て替えを含め、給食センターの整備を進めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                        | 概要   |
|----|----------------------------|--|
| 1  | 小中学校施設整備                   | 学校施設の耐震化や、老朽化に伴う改修を実施します。  |
| 2  | 学校給食センター施設の充実<br>及び建て替えの検討 | 安全でバランスのとれたおいしい学校給食を提供するため、学校給食センターの施設改修や設備を充実します。また、老朽化している施設の建て替えの検討も進めます。 |



# 幼児教育・学校教育を向上させる目標

| 12 抽力                 | 現ね     | 目標値 |          |
|-----------------------|--------|-----|----------|
| 指標名                   | 年度     | 値   | (平成27年度) |
| 小中学校施設 (校舎・体育館) の耐震化率 | 平成21年度 | 25% | 100%     |

# 第4章 笑顔のまち

# 第1節 社会福祉

## 現状と 課題

■高齢化が進行する中、高齢者が安心していきいきと暮らし、活発に活動できるまちづくりを推進することは、まちの活力を高めるためにも重要です。

芦屋町では「芦屋町高齢者保健福祉計画」に基づき、給食サービスや緊急通報装置貸与事業などに取り組み、平成18年度からは介護保険制度の見直しに伴い、介護予防に重点を置いた事業を進めています。今後もさらなる高齢化が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種サービスの充実や高齢者を支える体制づくりを進めることが求められています。

また、高齢者の交流や社会参加の促進、生きがいづくりのため、老人クラブへの支援や 老人憩の家の運営などを行っていますが、老人クラブ加入者の減少や老人憩の家施設の老 朽化が課題です。

- ●障がいのある人を取り巻く環境は、障害者自立支援法の施行など大きく変化しています。 芦屋町においては「芦屋町障害福祉計画」に基づき、各種福祉サービスや相談事業、就 労支援、啓発などに取り組んでいます。しかし、障がいのある人が自立した生活を営み、 社会参加するためには、福祉・保健・医療の連携のもと日常的な生活支援や各種サービス の充実とあわせて、地域ぐるみで障がいのある人を支える環境をつくることが必要です。
- ●また、一人暮らし高齢者をはじめ、支援を必要とする人が年々増加しており、従来の公的なサービスに加え、今後は地域における支え合い、助け合いが重要なものとなります。

芦屋町においても、社会福祉協議会やボランティア団体などを中心に地域福祉活動に取り組んでいますが、住民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、行政・住民・福祉団体・関係機関などがそれぞれの役割の中で互いに連携し、支え合う地域福祉の推進が課題です。

## 基本 方向

高齢者や障がいのある人が安心して、いきいきとした生活を送ることができるように支援の充実を図るとともに、関係機関と連携し、支援が必要な人を地域で支えるネットワークづくりを進めます。

## (1) 高齢者福祉の充実

- 高齢者の長寿を祝い、敬老意識の高揚を図ります。
- ② 高齢者の生活機能の維持・向上を図ることにより、地域での自立した日常生活を支援 します。
- 高齢者などの生活交通を確保するため、町内を巡回するバスを運行します。
- 4 老朽化の進む老人憩の家の建て替えを検討します。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名   | 概要  |
|----|---|---|
| 1  | 1 敬老祝金·敬老会事業 高齢者の長寿を祝うため、各節目に祝金を給付するととも<br>典を実施します。 |   |
| 2  | 介護予防事業  | 介護が必要となるおそれのある高齢者を事前に把握し、要介護<br>者にならないように教室や相談を実施します。 |
| 3  | 巡回バス事業  | 高齢者などの生活交通を確保するため、町内を巡回するバスを<br>運行します。                |



●老人クラブ連合会スポーツ大会

# 第一章 いきいきと暮らせる笑顔のまち

#### 主要施策

# (2) 障がい者福祉の充実

- 1 障がいのある人が、その適性に応じて自立した日常生活を営むためのサービスの提供 を行います。
- 2 バリアフリー化など障がいのある人に対応した公共施設の整備を推進します。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No 事業名 |             | 概要   |  |  |
|--------|-------------|--|--|--|
| 1      | 地域生活支援事業**1 | 障がいのある人の状況に応じ、相談支援、移動支援、日常生活<br>用具給付などのサービスを提供します。 |  |  |

## (3)地域福祉の推進

1 住民や福祉団体、関係機関などとの連携のもと、地域福祉の推進を図り、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                 | 概 要   |
|----|---------------------|---|
| 1  | 「地域福祉計画」の策定及び<br>推進 | 「地域福祉計画」を策定し、住民や福祉団体、関係機関などと連携のもと地域福祉活動の活性化や地域福祉を進める推進体制の整備に取り組みます。 |



※1地域生活支援事業:「障害者自立支援法」に位置付けられる事業で、地域で生活する障がいのある 人が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応 じて実施するもの。相談支援やコミュニケーション支援、日常生活用具給付など、障がいのある人 等の福祉の増進や、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする。

# 社会福祉を向上させる目標

| 指標名                  | 現状値    |         | 目標値      |
|----------------------|--------|---------|----------|
| 相保力                  | 年度     | 値       | (平成27年度) |
| 老人憩の家利用者数 (年間)       | 平成21年度 | 61,490人 | 64,000人  |
| 介護予防事業利用者数(年間 実人員)   | 平成21年度 | 412人    | 520人     |
| 地域生活支援事業利用者数(年間 実人員) | 平成21年度 | 62人     | 90人      |



●長寿のお祝い

# 第一章 いきいきと暮らせる笑顔のまち

# 第2節

# 健康づくり

## 現状と 課題

- ●食生活や生活習慣などの変化に起因する生活習慣病の増加が、医療費の増大や要介護者の増加につながっており、健康づくりに対する住民の関心や重要性は高まっています。
- 一 芦屋町では、乳幼児健診や妊婦健診、各種がん検診、健康教室など疾病の予防や早期発見に向けた取り組みのほか、育児教室や家庭訪問なども実施し、正しい健康知識の普及に努めています。平成20年度からは、国民健康保険被保険者・被扶養者を対象に特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられたため、「芦屋

町特定健康診査等実施計画」を策定し、それに基づく健診、保健指導を実施しています。

しかし、平成21年度の特定健康診査受 診率は20.1%、がん検診受診率は平均10% と目標値を下回っており、受診率の向上 が課題です。

今後も疾病の予防や早期発見のため各種健診(検診)を実施し、健康教育などの充実に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携のもと、生涯にわたる健康づくりを進めることが必要です。



●健康教室

## 基本 方向

住民一人ひとりの健康に対する意識啓発を進めるとともに、各種健診 (検診) について受診勧奨を図りながら、住民の健康づくりへの支援や 国民健康保険事業運営の安定化を図ります。

#### (1)健康づくりの推進

- の健康づくりを支援します。
- 2 乳幼児期から高齢期までの各期において、各種の健診(検診)や予防接種などを実施 するとともに、広報や受診勧奨の徹底により受診率の向上を図ります。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名            | 概要                                       |  |
|----|----------------|--|--|
| 1  | がん検診           | 早期発見のため、6つ(胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)のがん検診を行います。   |  |
| 2  | 妊産婦健康診査·歯科健康診査 | 早産や低体重児の出生予防のため、胎児の成長や妊婦の<br>調を早期に確認します。 |  |
| 3  | 家庭訪問事業         | 出生児の全戸訪問や健診後の訪問を実施し、健康づくりの支援を行います。       |  |

#### (2) 国民健康保険事業

- 生活習慣病の改善、疾病の予防、早期治療の徹底を図れるよう、健診時や健診後の健 康相談や指導の徹底に努めます。
- 2 特定健康診査・特定保健指導などによる医療費の削減及び国保税の税率の見直しを行 い、国民健康保険事業運営の安定化に努めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                  | 概要  |
|----|----------------------|---|
| 1  | 特定健康診査・特定保健指<br>導の促進 | 健診及び保健指導の実施により、生活習慣病の予防を図<br>ります。                                 |
| 2  | 国民健康保険事業の運営安<br>定化   | 脆弱な運営基盤を改善するため、特定健康診査・特定保健<br>指導などによる医療費の削減及び国保税の税率の見直しを<br>行います。 |

## 健康づくりを向上させる目標

| 指標名       | 現状値    |       | 目標値      |
|-----------|--------|-------|----------|
| 11 保石     | 年度     | 値     | (平成27年度) |
| がん検診受診率   | 平成21年度 | 10.9% | 35.0%    |
| 特定健康診査受診率 | 平成21年度 | 20.1% | 65.0%    |

# 第一章 いきいきと暮らせる笑顔のまち

# 第3節 医療

# 現状と 課題

- 高齢化の進行による健康不安の増加や、疾病構造の変化などに伴い、 医療に対するニーズは多様化、高度化しており、医療体制の充実は重要 なものとなっています。

す。また、平成21年度には地域連 携室を設け、町内や近隣の診療所、 医療機関との連携による地域医療 体制の充実を図っています。

今後も、住民が安心して生活できるよう、健全な病院経営に努めるとともに、建て替えを含め、老朽化した病院施設への対応や、関係機関と連携した地域医療体制及び緊急医療体制の充実に取り組むことが必要です。



## 基本 方向

医療機器の充実や医療技術の向上に努めるとともに、関係機関との連携のもと安心して暮らせる地域医療体制をつくります。また、老朽化が 進む病院施設は、建て替えを含めた検討を行い、整備を進めます。

# (1)地域医療の充実

- 1 きめ細かな医療を提供するため、医療機器の充実及び医療技術の向上を図ります。
- 2 関係機関との連携を図り、地域医療体制の充実を図ります。
- 3 地域住民に安全で安心な医療を提供するため、老朽化の進む病院施設の建て替えを含 めた対応を検討します。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名      | 概要   |
|----|----------|--|
| 1  | 医療機器整備事業 | 地域住民の医療需要に応え、より信頼される医療機関となるため、医療機器の充実を図ります。                |
| 2  | 病院施設改修事業 | 地域住民に安全で安心な医療を提供するため、老朽化した施設を計画的に改修するとともに、建て替えを含めた検討を行います。 |

## 医療を向上させる目標

| +比+西 夕          | 現北     | 目標値  |          |
|-----------------|--------|------|----------|
| 指標名             | 年度     | 値    | (平成27年度) |
| 「地域医療の充実」の満足度** | 平成21年度 | 2.56 | 2.65     |

<sup>※「</sup>地域医療の充実」に対する満足度は、平成21年度に実施した住民アンケート結果におけるすべての調査項目の平均満足度が2.65に 対して、調査時点では2.56でした。

# 活力ある産業を第一章 育むまち

# 第1節 農業

# 現状と 課題

- ●農業は、人々の食を支えるだけでなく、美しい国土や景観を形成するとともに、防災の役割も担う重要な営みです。しかし、海外からの農作物の輸入増加、農業従事者の高齢化などにより、経営は厳しい状況に置かれています。
- 芦屋町では、山鹿耕地で水稲・青ねぎなど、芦屋台地でキャベツ・はくさい・赤しそなどが生産されています。青ねぎ(かおりっこ)や赤しそ(芳香しそ)はブランド化され、直売所への出荷や学校給食への供給など、地産地消が進んでおり、これらのさらなる生産拡大をはじめ、付加価値の高い農作物の生産などを支援し、農業経営の安定化を図ることが必要です。
- ■第56次(平成20年度~21年度)福岡県農林水産統計年報では、芦屋町の総農家数は79戸ですが、農業就業者の高齢化や離農などにより減少していくことが見込まれています。そのため、後継者や新規就農者をはじめ、中核農家など担い手への支援や農地の有効活用が課題です。

また、農業者が効率的かつ安定的 な経営を行うためには、農業用水路、 ため池、農道などの計画的な整備を 進めていくことが必要です。

●今後は、農業経営への支援に加え、美しい農村づくり、市民農園\*1を活用した農業への理解や交流の促進など多様な農業の展開及び振興を図るための総合的な取り組みが必要です。



## 基本 方向

農業経営の安定化や担い手の育成のため、地産池消への取り組みをは じめ、農地の集約化や有効利用などを図ります。また、農道や農業用水 路などの整備を計画的に進めます。

※1**市民農園**:都市住民などのレクリエーションとしての自家用野菜の栽培、高齢者の生きがいづくり、 児童・生徒の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花などを育てるための 農園のこと。

### (1)担い手の育成支援

- 1 地産地消の拡大やブランド化、機械導入などを支援し、農業経営の安定化や農業の担 い手の育成を図ります。
- 2 農業後継者や新規就農者支援をはじめ、中核農家を中心に土地利用集積を推進し、農 地の有効利用を図ります。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名      | 概 要                           |
|----|----------|-------------------------------|
| 1  | 中核農家への支援 | 認定農業者※1や利用組合の施設・機械導入などを支援します。 |

## (2)農地の有効利用と農業基盤整備

- 1 農業用水路、ため池、農道などを計画的に整備します。
- 2 農業とふれあう機会をつくり、農業への理解や交流促進を図る市民農園の開設を検討 します。
- 3 農地と周辺景観の環境に配慮した美しい農村づくりを促進します。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名         | 概要                              |
|----|-------------|---------------------------------|
| 1  | 農業基盤施設改修事業  | 農業用水路、ため池、農道などの整備を実施します。        |
| 2  | 環境保全農業の推進事業 | レンゲ・菜の花の種子購入助成のほか、環境保全農業を推進します。 |

#### 農業を向上させる目標

| 12.抽力              |        |         | 目標値                   |
|--------------------|--------|---------|-----------------------|
| 指標名                | 年度     | 値       | (平成27年度)              |
| 中核農家数              | 平成21年度 | 30人     | 32人                   |
| レンゲ・菜の花の作付けされた水田面積 | 平成21年度 | 8,000m² | 250,000m <sup>2</sup> |

※1認定農業者:「農業経営基盤強化促進法」に基づいて市町村が認定する農業者のこと。税制上の優 遇措置や有利な条件での融資が受けられる。

# 第一章 活力ある産業を育むまち

# 第2節)水産業

現状と 課題

■漁獲高の減少や漁価の低迷など水産業の現状は厳しく、また漁業就業者 の高齢化に伴い全国的に漁業者が減少し、芦屋町の漁業協同組合員数も 年々減少しています。

● 芦屋町の漁業基地は、芦屋港湾及び柏原漁港の二つがあり、双方とも小型漁船による沿岸漁業が主で、沖ノ島・白島周辺を主な漁場としています。 これまで、柏原漁港内の浚渫や老朽化した漁業施設の移転など、漁港の機能向上などに取り組んできました。また、漁業協同組合では、ヒラメの稚魚放流、アワビやアカウニの種苗放流など、つくり育てる漁業を促進してきましたが、近年藻場の機能低下が進行しているため藻場の維持・回復を図る対策が必要です。

●観光型漁業を推進するため、平成13年度に柏原活魚センター「海の駅」を完成させ海産物の販売を進めてきました。しかし、近年では、近隣市町において同様の施設が開業されたことなどから売上が減少しており、漁業経営の安定化や地産地消のためにも改善を図ることが課題です。

また、柏原漁港にある洞山については、崩落対策を平成21年度に実施しましたが、レクリエーションゾーンとしての整備も課題です。



●海の駅

基本 方向

漁業経営の安定化のため、地産池消の取り組みや漁場整備を進めると ともに、活力ある漁業を推進するため、漁港基盤などの整備を計画的に 進めます。

### (1)漁業経営の安定化

- 1 漁業経営の安定化や地産地消の推進のため、漁業協同組合と協議しながら活魚セン ター「海の駅」の直売所増設を検討します。
- 2 優良な漁場確保のため、漁場の調査及び整備を行い、ヒラメの稚魚放流、アワビやア カウニの種苗放流など、つくり育てる漁業を支援します。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名           | 概要                     |
|----|---------------|------------------------|
| 1  | 柏原漁港区域内漁場整備事業 | 柏原漁港区域内の漁場の調査などを実施します。 |

#### (2) 漁港基盤の整備

- 1 漁港施設の機能向上を図るため、漁業施設の整備を促進します。
- 2 柏原漁港を漁業ゾーンとレクリエーションゾーンに区分し、漁業者や観光客などの利 用向上を図ります。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名      | 概要                        |
|----|----------|---------------------------|
| 1  | 漁港施設整備事業 | 機能向上のため、漁港施設の集約化を行います。    |
| 2  | 漁港環境整備事業 | 柏原漁港と堂山・洞山などを整備し、ゾーン化します。 |

## 水産業を向上させる目標

| 七年夕                              | 現状値    |       | 目標値      |
|----------------------------------|--------|-------|----------|
| 指標名                              | 年度     | 値     | (平成27年度) |
| 磯漁などの一人あたりの平均漁獲量 (あわび、<br>さざえなど) | 平成21年度 | 237kg | 250kg    |
| 柏原漁港施設の集約化                       | 平成21年度 | 25%   | 100%     |

# 第一章 活力ある産業を育むまち

# 第3節)商工業

# 現状と 課題

● 商工業は地域経済を支えるだけでなく、住民にとっては生活必需品の 購入や働く場としても重要です。しかし、土地利用の制約や売り上げ不 振、後継者不足などによる事業所の撤退が問題となっています。

● 芦屋町では、商工会と連携した商業者への支援や地域振興券の発行、制度融資、企業誘致条例の施行など商工業の振興・支援に取り組んでいます。しかし、長引く経済状況の低迷などにより町内の

事業所は、日常生活用品を取り扱う店舗を中心に減少しています。加えて近年では、近隣に大型のスーパーマーケットやディスカウント店舗の立地が相次ぎ、買い物客が町外へ流出して地元での購買力が低下するという悪循環に陥っています。

商工業は住民の生活を支えるだけでなく、まちの活性化のためにも重要なものであることから、今後も商工会や関係機関と連携を図りながら、空き店舗対策や企業誘致など商工業の振興に取り組むことが課題です。



●船頭町駐車場

基本 方向 商工会との連携のもと商工業の活性化に努めるとともに、船頭町駐車場を活用し、住民の生活利便性の向上などを図ります。

# (1)商工業の振興

- 1 商工会との連携強化や制度融資などの支援により、商工業の活性化を図ります。
- 2 船頭町駐車場を活用し、中心市街地の活性化や住民の生活利便性の向上を図るととも に、空き店舗対策や企業誘致に取り組みます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名       | 概要                                |
|----|-----------|-----------------------------------|
| 1  | 商工会への支援   | 補助金の交付など商工会への支援を行い、商工業の活性化を進めます。  |
| 2  | 地域振興券発行事業 | 商工会が実施する地域振興券の発行事業を支援します。         |
| 3  | 名物開発事業    | 商工会や観光協会などと連携し、町の名物開発に取り組み<br>ます。 |

## 商工業を向上させる目標

| 12.抽力                 | 現状値    |      | 目標値      |  |
|-----------------------|--------|------|----------|--|
| 指標名                   | 年度     | 値    | (平成27年度) |  |
| 「商店街などの中心市街地の整備」の満足度※ | 平成21年度 | 2.05 | 2.65     |  |

<sup>※「</sup>商店街などの中心市街地の整備」に対する満足度は、平成21年度に実施した住民アンケート結果におけるすべての調査項目の平均 満足度が2.65に対して、調査時点では2.05でした。

# 第4節 観光

# 現状と 課題

● 芦屋町は響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然があり、芦屋釜に 代表される歴史・文化的資源など多くの観光資源を有しています。

これまで、観光協会や商工会との連携のもと、まちの駅への支援や花火 大会の実施、また、国民宿舎や海浜公園、レジャープール、魚見公園など

の観光資源の整備を進めてきました。しかし、観光ニーズが多様化していることや観光客が夏季に偏りがちであることなどから、今後は年間を通じて観光客を集客するための観光振興が課題となっているほか、自然豊かな地域に民間企業が進出しやすい環境整備などに取り組むことが必要です。

●イベントについては、花火大会や精霊流し、民間が主催するイベントの支援などを通して交流人口の増加に取り組んでいます。10年以上続いていた砂浜の美術展については、開催規模などの問題で平成18年度以

降休止の状態が続いており、引き 続き開催に向けた検討を進めるこ とが必要です。

●今後、芦屋町へ訪れる人々に対して町内での回遊性を高め、交流人口を増やしていくためには、既存の観光資源の活用と情報発信などを進めるとともに、芦屋釜の里をはじめとする歴史・文化的資源の活用が課題です。また、農業・水産業・商業分野との連携も図りながら、年間を通じた観光振興・産業振興を図ることが必要です。



●あしや花火大会

## 基本 方向

交流人口の増加や民間企業が進出しやすい環境づくりを進めるため、 観光資源の整備と活用に取り組むとともに、住民参画型の観光イベント の充実を図ります。

# (1)観光資源の整備と活用

- 響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然を活かした観光資源の整備を行います。
- 2 観光拠点である国民宿舎マリンテラスあしやの計画的な整備を行います。
- 3 関係団体とともに、芦屋町の自然・歴史・文化などを活かした観光ルートの設定を行 い、その情報発信に努めます。
- 4 玄海地区観光推進協議会をはじめとする広域観光を推進します。
- 5 芦屋港の用途変更を含め、その活用について福岡県に働きかけます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                       | 概要  |
|----|---------------------------|---|
| 1  | 夏井ヶ浜周辺整備                  | はまゆう群生地に隣接する地域を観光公園として整備します。              |
| 2  | 海浜公園整備事業                  | 来場者の増、利便性向上のため、海浜公園の整備を行います。              |
| 3  | 国民宿舎マリンテラスあしや<br>リニューアル事業 | 国民宿舎マリンテラスあしやで快適な宿泊環境を提供するため、計画的に整備を行います。 |

# (2)住民参画型観光の推進

- 2 住民が主体となって運営するイベントの支援を行います。
- 3 砂浜の美術展の再開について、検討を進めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名       | 概 要                                      |
|----|-----------|--|
| 1  | あしや花火大会事業 | 伝統ある芦屋町最大のイベントである花火大会を実行委員会<br>形式で実施します。 |

### 観光を向上させる目標

| 指標名                |        |         | 目標値      |  |
|--------------------|--------|---------|----------|--|
| <b>担保</b> 名        | 年度     | 値       | (平成27年度) |  |
| 海浜公園利用者数 (年間)      | 平成21年度 | 99,000人 | 102,000人 |  |
| マリンテラスあしやの利用者数(年間) | 平成21年度 | 95,350人 | 113,000人 |  |

# 環境にやさしく、 第一章 快適なまち

# 第1節 生活環境

# 現状と 課題

- ■人々の生活様式の変化が進む中、近年の環境問題は多様化、複雑化し、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模にまで広がりをみせています。
- 芦屋町におけるごみ処理は、遠賀・中間地域広域行政事務組合が運営するリレーセンターを介し、平成19年度から北九州市へ処理を委託

しています。また、ごみの減量化や資源化を進めるため、「芦屋町ごみ減量化計画」を 策定し、地域とともに取り組みを進めた結果、一定の成果が得られています。しかし、 近年では地球温暖化に対する問題も顕著になっており、省資源・省エネルギー化のた

め各家庭へのきめ細かな啓発や町 内の事業所への協力を含めた取り 組みが課題です。

さらに、クリーンキャンペーン をはじめとする町内一斉清掃や不 法投棄の巡視などを進め、住民と ともに身近な地域の環境美化にも 取り組んでいますが、地域との連 携をより一層図りながら美しいま ちづくりを進めることが課題です。

●航空機騒音対策、不法係留船対 策についても関係機関と連携を図 りながら、改善・解決に向けて取 り組んでおり、今後も継続して取 り組みを進めることが必要です。



●町内一斉清掃

## 基本 方向

総合的な環境保全を図るために「環境基本計画」を策定し、地域や河川、海岸などの環境美化を進めるとともに、循環型社会の形成のため、ごみの資源化や減量化、省資源・省エネルギー化などに取り組みます。

## (1)環境の保全と美化

- 1 町の環境理念などを示した環境基本条例の制定や、その実現に向けた「環境基本計画」 を策定し、総合的な環境保全対策を推進します。
- 2 環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、 町内居住区域の清掃を推進します。
- 3 遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策について、関係機関に働きかけます。
- 4 航空機騒音対策のため、基地対策協議会を通じて、関係機関に働きかけます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                  | 概要   |
|----|----------------------|--|
| 1  | 「環境基本計画」の策定及び<br>推進  | 住民、住民団体、事業者及び町のそれぞれの役割のもと、環境の保全に関する基本事項を定め、環境に配慮した取り組みができるよう住民参画による「環境基本計画」を策定し、環境に関する意識向上と長期的な環境づくりを進めます。 |
| 2  | 「芦屋町環境保全実行計画」<br>の推進 | 温室効果ガス削減のため、町内公共施設の電気や燃料などの使用量を抑制する「芦屋町環境保全実行計画(第3期)」を策定し、取り組みを推進します。                                      |

## (2)循環型社会の推進

- ごみの分別化の周知・啓発を図り、ごみの分別収集を推進します。
- 2 ごみの資源化・減量化を図るとともに省資源・省エネルギー化を進めます。
- 3 生ごみ処理機などの利用や資源物回収(集団回収)など、リサイクルに関する取り組 みを支援します。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                 | 概要  |
|----|---------------------|---|
| 1  | ごみの分別化及び資源化・減量化推進事業 | ごみの分別化を進めるとともに、3R(排出抑制、再使用、再利用)<br>によって、ごみの資源化・減量化を推進します。 |

#### 生活環境を向上させる目標

| 比博力                | 現状値    |             | 目標値                   |
|--------------------|--------|-------------|-----------------------|
| 指標名                | 年度     | 値           | (平成27年度)              |
| 住民1人あたりのごみ排出量(1日)  | 平成21年度 | 751g        | 638g                  |
| 公共施設温室効果ガス排出量 (年間) | 平成21年度 | 2,609,659kg | 2,453,079kg<br>(6%削減) |

# 第 章 環境にやさしく、快適なまち

# 第2節

# 公園・緑地

# 現状と 課題

●公園や緑地は、人々の憩いの場や子どもの遊び場としてだけではなく、 災害時の避難場所にもなるなど多様な機能を持っており、その役割は非 常に重要です。

● 芦屋町では、都市公園の管理を老人クラブ連合会へ委託し、清潔で安全性に配慮した公園づくりに取り組んでいますが、一部では全体的に老朽化が進んでいる施設もあり、統合やリニューアル整備などの検討が必要です。また、近年では遠賀川をレクリエーションや交流の場として活用し、親水性を高めるため、国土交通省遠賀川河川事務所が主体となって、遠賀川の環境整備に取り組んでいます。

公園は住民のふれあい、交流の場となる

ことから、今後もニーズに応じて、住民 に身近な公園の整備を進めることが必要 です。

■緑地については、住民との協働による 花いっぱい運動の推進、既存の保安林の 保全に今後とも取り組んでいくことが必 要であり、福岡県が主体となって芦屋海 岸で計画している「里浜づくり事業」に ついても塩害・飛砂対策のため、取り組 みを働きかけることが課題となっていま

す。また、景観整備の一貫 である街路樹については、 整備が進んでいるものの、 地域特性を活かした工夫や 管理が必要です。今後とも 住民とともに緑のまちづく りを進め、住民の緑化意識 を向上させることが求めら れています。



●記念植樹

基本 方向 緑地の保全や育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、 河川環境整備の促進や住民に身近な公園の整備を進めます。

第2節 公園・緑地

#### 主要施策

# (1)身近な公園の充実

- 2 国土交通省が遠賀川で進めている、「水辺整備事業」及び「魚道改良事業」について 早期完成を働きかけます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                    | 概要   |
|----|------------------------|--|
| 1  | 中央公園の整備                | 町の中心部に位置する中央公園を、あらゆる世代が集い、楽しむことができる公園としてリニューアル整備します。   |
| 2  | 花美坂1号公園の整備             | 花美坂地区内の街区公園 <sup>※1</sup> を地域住民の交流の場となるよう<br>整備します。    |
| 3  | 芦屋橋コミュニティ公園(仮称)<br>の整備 | 架け替えが終了した芦屋橋の袂に、地域におけるふれあい、交流の場としてのコミュニティ公園(仮称)を整備します。 |

### (2)緑地の保全と育成

- 1 風害、飛砂などの対策として、保安林などの保全に取り組みます。
- 2 福岡県が主体となって計画されている芦屋海岸での「里浜づくり事業」の着手を働き かけます。
- 3 街並みの美しさを創り出すため、地域に適した街路樹の育成を図ります。
- 4 福岡県植樹祭などの機会を利用し、住民の緑化意識の高揚を図ります。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名      | 概要                    |
|----|----------|-----------------------|
| 1  | 保安林などの管理 | 松くい虫防除や松苗の植栽などを実施します。 |

## 公園・緑地を向上させる目標

| 比博力                | 現状値    |      | 目標値      |
|--------------------|--------|------|----------|
| 指標名<br>            | 年度     | 値    | (平成27年度) |
| 公園整備の数 (リニューアルを含む) | 平成21年度 | 0箇所  | 3箇所      |
| 松苗の植樹本数            | 平成21年度 | 250本 | 1,000本   |

※1街区公園:主として公園から250mの範囲内の街区に居住する者の利用を目的とする公園で、1箇所 あたり面積0.25ヘクタールを標準として配置する。

# 第3節

# 土地利用・住宅

# 現状と 課題

- 芦屋町の行政面積11.42km²のうち、航空自衛隊芦屋基地が約3分の1、遠賀川などの河川が約10分の1を占め、実質の行政面積は7.37km²となっており、定住化を進めるうえでは町土の有効利用は重要な課題です。
- 芦屋町では、「芦屋町営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化した町営住宅の改修や新緑ヶ丘団地の建設、適切なストックの維持管理を進めています。今後は、高齢化への対応や安全性の確保などを踏まえながら、「町営住宅長寿命化計画」を策定し、一部の建て替えを含めて町営住宅の維持・改修に取り組むことが課題です。
- ●解体を行った浜口・高浜団地跡地は、定住化政策のもと平成22年度に戸建住宅用地
- として一括して民間へ売却しており、今後住宅などの建設が進むことから町の活性化が期待されます。また、高浜団地についても、定住化政策のために早期の活用が課題です。
- ●豊かな自然や、北九州市に隣接しているなどの好条件を活かして定住化を進めるとともに、それぞれの地域の実情に応じた「芦屋都市計画用途地域」及び「芦屋町農業振興地域整備計画」の見直しが課題です。



●町営住宅

# 基本 方向

定住促進などを進めるため、地域特性に応じた「芦屋都市計画用途地域」や「芦屋町農業振興地域整備計画」の見直し、定住奨励施策などを検討します。また、町営住宅については長寿命化計画を策定して適正な管理を図ります。

第3節 土地利用・住宅

#### 主要施策

### (1)地域特性を活かした土地利用

- 1 将来の都市像を見据え、それぞれの地域特性に応じた「芦屋都市計画用途地域」や「芦 屋町農業振興地域整備計画」の見直しを検討します。また、必要に応じて「芦屋町国土 利用計画(第2次)」及び「芦屋町都市計画マスタープラン」の見直しを行います。
- 道路整備及び公共施設などにかかる用地について、必要に応じた取得・確保を図ります。
- 3 活用策の見出せない町有地については、民間などに売却し有効利用を図ります。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名      | 概要   |
|----|----------|--|
| 1  | 都市計画の見直し | 社会情勢の変化、将来の都市像の変化などにより、不要となった都市計画道路を廃止します。 |
| 2  | 町有地公売    | 町有地を売却することで、管理費の削減及び固定資産税など<br>の税収増を図ります。  |

## (2)良好な住宅の形成

- 1 町営住宅高浜団地の入居者の住替えを促進し、住替え後は戸建住宅用地として活用し
- 「町営住宅長寿命化計画」を策定し、計画に基づく管理戸数の適正化と質の向上を図
- 3 定住促進のため、定住奨励施策などのソフト事業創設を検討します。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                 | 概要   |
|----|---------------------|--|
| 1  | 「町営住宅長寿命化計画」の<br>策定 | 町営住宅の今後10年間の維持管理やライフサイクルコスト*1<br>を算出し、計画的に維持管理していくための計画を策定します。 |
| 2  | 町営住宅改善事業            | 老朽化の進む町営住宅について、計画的に改修を行います。                                    |

#### 土地利用・住宅を向上させる目標

| 指標名          | 現状値    |    | 目標値      |
|--------------|--------|----|----------|
|              | 年度     | 値  | (平成27年度) |
| 町営住宅(中層)改修棟数 | 平成21年度 | 0棟 | 8棟       |

※1ライフサイクルコスト:製品や構造物などにかかる生涯コストのことで、調達や製造から廃棄する までに要するすべての費用を意味する。

# 第 環境にやさしく、快適なまち

# 第4節

# 道路・交通

# 現状と 課題

● 芦屋町では、北九州市に隣接した地域特性から交通利便性を向上させるため、各種道路の整備をいち早く進めてきました。しかし、バリアフリー化や道路に架かる橋梁の長寿命化など今後も対応すべき課題があります。

また、国・県道の整備についても積極的に国・県への働きかけに取り組んでおり、平成22年度には懸案であった芦屋橋の架け替えが完了しました。今後、西祗園橋の架け替えを促進していくことが課題となっているほか、維持管理や住民にもわかりやすい道路管理を行うため、町道と国・県道の振り替え事業を進めていくことが必要です。

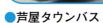
《公共交通については、西鉄バスの路線廃止により、住民の交通手段を確保するために平成17年度から芦屋タウンバスの運行を開始しました。JRとの接続を考慮したダ

イヤの設定や路線仕様の低床ノンステップバスの導入など利便性向上を図っているものの、北九州市営バスともに利用者は減少傾向にあります。また、黒崎芦屋間急行バスについては、PR活動などさまざまな施策を実施していますが、利用者が増加しておらず、いまだ本格運行に至っていない状況です。

バスは高齢者や学生など 多くの住民の移動手段とし て重要なものであることか ら、今後も利用促進や路線 の維持に努めるとともに、 近隣市町との連携のもと公 共交通網のネットワーク化 や利便性の向上を図ること が重要です。



● 芦屋橋工事学習会



基本 方向 交通利便や生活利便の向上のため、町道の整備促進や橋梁の長寿命化を 進めるとともに西祗園橋を含め国・県道の早期改良の働きかけを進めます。 また、公共交通を活性化するため、総合的な計画策定に取り組みます。

# (1) 道路の整備促進

- 1 高齢者、子ども、障がいのある人などに配慮した歩道のバリアフリー化など、人に優しい道づくりを推進します。また、狭あい化した道路について対策を検討します。
- 2 橋梁については、「道路橋長寿命化修繕計画」を策定し、老朽化が著しいものから優 先的に改修を行います。
- 3 町道と国・県道の振り替えを進めます。
- 4 老朽化の進む西祇園橋の早期架け替えについて、関係機関に働きかけます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名       | 概要                                 |
|----|-----------|------------------------------------|
| 1  | 道路の整備     | 老朽化した生活道路などを計画的に整備します。             |
| 2  | 道路橋長寿命化事業 | 「道路橋長寿命化修繕計画」を策定し、計画的に道路橋の改修を行います。 |

#### (2)公共交通機関の充実

1 地域公共交通の活性化のため総合的な計画を策定し、芦屋タウンバスや北九州市営バスの利便性向上などを図ります。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                 | 概要  |
|----|---------------------|---|
| 1  | 公共交通活性化事業           | バス運行の効率化など地域公共交通の活性化のため、総合<br>的な計画を策定し対策を進めます。    |
| 2  | 芦屋町タウンバス事業          | 芦屋町とJR遠賀川駅間の住民の交通手段確保のため、町営バス事業を行います。             |
| 3  | 黒崎芦屋間急行バス試験運<br>行事業 | 住民の利便性確保のため、北九州市との共同事業として黒崎<br>芦屋間急行バスの試験運行を行います。 |

# 道路・交通を向上させる目標

| <b>北</b> 博夕      | 現状値    |         | 目標値      |
|------------------|--------|---------|----------|
| 指標名              | 年度     | 値       | (平成27年度) |
| 「公共交通機関の利便性」の満足度 | 平成21年度 | 2.25    | 2.65     |
| 芦屋タウンバス利用者数(年間)  | 平成21年度 | 86,723人 | 87,000人  |

<sup>※「</sup>公共交通機関の利便性」に対する満足度は、平成21年度に実施した住民アンケート結果におけるすべての調査項目の平均満足度が 2.65に対して、調査時点では2.25でした。

# 第5節

# 上水道・下水道

# 現状と 課題

- 芦屋町の上水道事業については、平成19年度に北九州市水道局と業務 統合され、安全な水が安定的に提供されています。
- ●下水道事業については、平成12年度に町全域の整備が完了しており、 長寿命化計画に基づいて管渠の補修や、芦屋町浄化センター及び中ノ浜 ポンプ場などの改築更新に計画的に取り組んでいます。

今後も、快適な生活環境を守るとともに効率的な汚水処理を維持し、公共用水域の 水質を保全するため、管渠や下水道施設の計画的な改築、長寿命化に取り組み、適正 な受益者負担のもと下水道事業の安定的な経営を図ることが必要です。

# 基本 方向

下水道管渠や、浄化センター及びポンプ場などの長寿命化を図るとと もに、下水道事業の経営の安定化のため、適正な受益者負担について検 討します。

#### 主要施策

#### (1)公共下水道の整備充実

- 1 下水道管渠の不良箇所を把握したうえで、計画的な維持管理のための補修を行います。
- 2 浄化センター及びポンプ場の改築を進め、長寿命化を図ります。
- 3 下水道事業の経営安定化に向け、適正な受益者負担について検討します。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                        | 概 要  |
|----|----------------------------|--|
| 1  | 公共下水道施設の維持管理・<br>補修        | 計画的に公共下水道施設の整備を行い、良好な生活環境<br>の維持向上を図ります。             |
| 2  | 浄化センター及びポンプ場長<br>寿命化改築更新事業 | 老朽化の進む浄化センター及びポンプ場の長寿命化計<br>画を策定し、長寿命化に向けた改築更新を行います。 |

#### 上水道・下水道を向上させる目標

| 指標名             | 現ね     | 目標値   |          |
|-----------------|--------|-------|----------|
| 担保石             | 年度     | 値     | (平成27年度) |
| 下水道管渠内面補修箇所(幹線) | 平成21年度 | 190箇所 | 0箇所      |

# **7** 心豊かな人が 第 章 育つまち

# 第1節)生涯学習

#### 現状と 課題

● 芦屋町では、「芦屋町生涯学習基本構想」を平成20年度に策定し、住民が生涯にわたり「いつでも」「どこでも」学ぶことができ、学んだ成果が活かされる地域社会をめざし、学習機会や体験活動などを体系的にとりまとめた「あしや塾」で、ライフステージに応じたさまざまな生涯学習講座を提供しています。

また、平成21年度から平成22年度にかけて町民会館や中央公民館を改修してきました。町民会館については、ホールの機能充実やバリアフリー化、ボランティア活動センターの設置、中央公民館については図書館のリニューアルやギャラリーの新設などによって、多くの住民に利用されています。

今後も住民の学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報提供や、住民ニーズに応じた内容の充実を図ることが必要です。

■スポーツ活動については、町民体育祭をはじめ、キッズスポーツフェスタ、サタデースポーツパークの実施など、住民が広く参加、交流し、楽しむことができる環境づくりに取り組んできました。平成21年度には子どもから高齢者まで誰もが目的に応じてスポーツ活動を行うことができる総合型地域スポーツクラブ\*1が設立され、住民の

主体的なスポーツ活動への取り組みも始 まりました。

今後は、「芦屋町スポーツ振興基本計画」に基づき、各種体育施設の適切な管理をはじめ、住民が生涯にわたりスポーツやレクリエーション活動に親しむことができる環境づくりが必要です。また、保健・医療分野と連携しながら、すべての住民の健康増進に向けた働きかけが課題です。



●図書館

#### 基本 方向

「芦屋町生涯学習基本構想」を推進し、学んだ成果が活かせる地域づくりを進めるとともに、社会教育施設をはじめ図書館の充実を図ります。また、あらゆる世代の健康づくりや体力づくりを進めるため、生涯スポーツに親しむ環境づくりに取り組みます。

※1**総合型地域スポーツクラブ**:子どもから高齢者まで幅広い世代の人々が、それぞれの志向・レベル に合わせてさまざまなスポーツに参加できる地域密着型のスポーツクラブのこと。

#### 主要施策

#### (1)社会教育の推進

- 1 社会教育及び公民館活動などの学習機会の拡充を図りながら、学んだ成果が活かされ る地域づくりを推進します。
- 2 図書館機能の充実を図るとともに、図書館と小中学校の連携を進めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名         | 概要   |
|----|-------------|--|
| 1  | 生涯学習基本構想の推進 | 「芦屋町生涯学習基本構想」に基づき、各種施策に取り組み、<br>生涯学習社会の実現をめざします。 |
| 2  | 図書館の充実      | 蔵書の充実、利用者サービスの向上などを進めます。                         |

#### (2)スポーツ活動の充実

- 子どもから高齢者まで誰もが参加できる生涯スポーツ事業を実施するとともに、総合 型地域スポーツクラブを支援し、住民の健康増進や体力づくり、交流を進めます。
- 2 関係団体とともに競技スポーツへの支援を実施し、競技力の向上に努めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名       | 概要   |
|----|-----------|--|
| 1  | 生涯スポーツの振興 | キッズスポーツフェスタ、サタデースポーツパークなどのさまざまな<br>スポーツイベントを実施します。           |
| 2  | 町民体育祭     | 自治区が主体となって参加する全町的レクリエーションスポーツ<br>を実施し、あわせて地域コミュニティの活性化を図ります。 |
| 3  | 競技スポーツの支援 | 関係団体とともに競技スポーツへの支援を行います。                                     |

#### (3) 社会教育施設の整備充実

1 社会教育施設を安全で快適に提供できるよう管理し、計画的に整備します。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名       | 概要                    |
|----|-----------|-----------------------|
| 1  | 総合運動公園の充実 | 総合運動公園の設備や機器の充実を図ります。 |

#### 生涯学習を向上させる目標

| <b>七</b> | 現状     | 目標値     |          |
|----------|--------|---------|----------|
| 指標名      | 年度     | 値       | (平成27年度) |
| 図書館の蔵書数  | 平成21年度 | 51,500冊 | 62,000冊  |

## 第 7章 心豊かな人が育つまち

# 第2節 人権

# 現状と 課題

- ●すべての住民が豊かな生活を送るためには、あらゆる差別や人権侵害を解消し、人権が尊重される社会を実現することが必要です。

権カレンダーや人権冊子の全戸配布、広報紙を通じた啓発活動、各種相談、学校教育 や社会教育の場における人権教育の推進を図ってい ます。

●平成20年度には「芦屋町男女共同参画推進プラン」 を策定し、男女がともに個性と能力を発揮できる男 女共同参画社会の実現に取り

組んでいます。

今後も住民の人権意識の高 揚を図るため、幼稚園、保育 園、学校、家庭、地域、職場 など、あらゆる場と機会を捉 えて、人権教育・啓発を推進 していくことが必要です。



#### 基本 方向

基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題や男女共同参 画などに関する啓発などを進めます。

#### 主要施策

#### (1)人権の尊重

- るさまざまな人権問題に対する啓発を進めます。
- ② 人権問題について、計画的な人権教育・人権啓発を進めるため、今後の方針を策定し ます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                             | 概 要   |
|----|---------------------------------|---|
| 1  | 人権教育・人権啓発に関する施<br>策の基本方針の策定及び推進 | 人権教育・人権啓発に関する施策の基本方針を策定し、啓<br>発などを進めます。         |
| 2  | 人権まつり                           | さまざまな人権問題に対する理解と認識を深めるため、人<br>権まつりを開催し、啓発を行います。 |

#### (2)男女共同参画の推進

- 1 すべての個人が、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に 発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。
- 2 男女共同参画についての意識づくり、社会環境づくりを進めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名         | 概 要  |
|----|-------------|--|
| 1  | 男女共同参画推進プラン | 男女共同参画推進プランに基づき、男女共同参画社会の 実現に向けた各種事業を進めます。 |

#### 人権を向上させる目標

| †ビ+亜タ     | 現北     | 目標値  |          |
|-----------|--------|------|----------|
| 指標名       | 年度     | 値    | (平成27年度) |
| 人権まつり参加者数 | 平成20年度 | 人008 | 1,000人   |

# 第3節)歷史·文化

#### 現状と 課題

- ■古くから交通の要衝として栄えた芦屋町は、長い歴史と豊富な文化を有しており、福岡県指定の有形・無形の文化財が多くあることも、それを裏付けています。平成19年度には「芦屋の八朔行事」が文化庁から「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に指定され、平成22年度にその調査・記録事業が完了しています。
- 芦屋歴史の里では、特別展や伝統文化体験講座などを実施しており、芦屋町の歴史や文化を発信するとともに、地域の文化伝承に努めています。今後は、文化財の保存・継承に継続して取り組むとともに、芦屋町の誇るべき多くの文化財を積極的にPRし、まちづくりや地域振興に活用していくことが必要です。

また、芦屋町は茶の湯釜の名器「芦屋釜」がつくられた産地として広く知られています。 芦屋釜の里では、芦屋釜を復興すべく「第1次芦屋釜の里振興計画」を策定し、鋳物師の 養成に取り組んでいますが、今後は鋳物師の独立に向けた支援が課題です。

●文化芸術活動については、文化協会による活動の発表、関係団体などと連携のもと音楽会、講演会などを実施しています。中央公民館におけるギャラリーの新設や、町民会館のリニューアルなどに伴い、芸術鑑賞や創作活動、発表の場が広がることから、今後は文化芸術活動のさらなる活性化が求められています。

#### 基本 方向

文化財の適切な保護や管理、芦屋歴史の里・芦屋釜の里の充実に努め、 観光資源としての活用や地域振興を図ります。また、芦屋釜の里で養成し た鋳物師の独立を支援し、芦屋釜の復興を進めるとともに、ギャラリーを 充実させて住民が芸術文化に触れる機会を拡大します。

#### 主要施策

#### (1)文化財の保護と活用

- 豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財保護意識の高揚を図ります。
- 2 文化財の適切な維持管理に努めるとともに、観光資源としての活用を図ります。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                 | 概要  |
|----|---------------------|---|
| 1  | 山鹿貝塚·夏井ケ浜遺跡群の<br>整備 | 全国的にも著名な縄文貝塚である山鹿貝塚の再発掘調査を実施し、出土遺物の国・県の指定に向けた取り組みを行います。 |
| 2  | 文化財の情報発信            | 広報紙やホームページにおいて、町内にある有形・無形文<br>化財の情報発信を行います。             |

#### 主要施策

#### (2) 芦屋歴史の里・芦屋釜の里の充実

- 取り組みます。
- 2 鋳物師の独立支援を行い、芦屋釜の復元や復興を進めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名                    | 概要  |
|----|------------------------|---|
| 1  | 芦屋歴史の里における企画展<br>などの充実 | 企画展及び体験学習などの充実を図ります。  |
| 2  | 鋳物師独立支援事業              | 鋳物師の独立に向け、外部識者による指導委員会を設置して客観的な評価を仰ぐとともに、茶会や展覧会への貸出、講演会などを行い、芦屋釜復興の周知を図ることで、独立を支援します。 |
| 3  | 観光に対応した芦屋釜の里<br>事業     | 利用者のニーズに応じて、開園時間を柔軟に対応するとともに、<br>土産品の充実を図ります。あわせて、工房での小品製作を行い<br>販売を行います。             |

#### (3) 文化・芸術活動の充実

- 1 文化協会などの協力のもと、住民の文化芸術に触れる機会を充実させるとともに、文 化意識の高揚に努めます。
- 2 ギャラリーの運営ボランティア及び解説ボランティアなどの育成に努めます。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名      | 概 要   |
|----|----------|---|
| 1  | ギャラリーの運営 | 優れた美術作品の鑑賞、創作活動や作品発表の場を提供することにより、住民の文化意識の向上を図ります。 |

#### 歴史・文化を向上させる目標

| 比插夕            | 現ね     | <br>目標値 |          |
|----------------|--------|---------|----------|
| 指標名            | 年度     | 値       | (平成27年度) |
| 芦屋釜の里入園者数 (年間) | 平成21年度 | 19,046人 | 20,000人  |
| ギャラリーの入館者数(年間) | _      | _       | 3,000人   |

## 第4節

## 国際交流

# 現状と 課題

- ●社会経済活動のグローバル化が進む中、身近な地域社会でも外国人や 異文化に接する機会が増えているため、外国の文化に対する理解を深め、 尊重し合う取り組みが求められています。
- ●芦屋町では、国際

交流協会を中心にさまざまな交 流事業を実施しており、その支 援を行っています。また、オー ストラリアに中学生を派遣して おり、英語能力の向上と異文化 への関心を高めています。

今後もますます国際化が進む中、グローバルな視野を持った人材の育成と、住民の国際的な感覚を高めるため、国際交流協会との連携を密にし、さらなる国際交流の充実に努めることが必要です。



●留学生による茶会

基本 方向 ホームステイ事業や国際交流協会への支援などを通じて住民の国際交流活動を推進します。

## 主要施策

## (1)国際交流の推進

- 1 ホームステイ事業を行い国際的な感覚を学び、異文化への関心を高めることによりグ ローバルな視野を持って行動できる人材を育てます。
- 2 国際交流協会への支援を通じて住民が異文化に触れる機会の充実を図ります。

#### 【施策を推し進める主要事業】

| No | 事業名            | 概 要                                 |
|----|----------------|-------------------------------------|
| 1  | 国際理解教育ホームステイ派遣 | 中学生を対象に、隔年でオーストラリアホームステイを実施<br>します。 |



# 現状と 課題

- 地方交付税の削減、税収の伸び悩みなど厳しい財政状況が見込まれ、さらに 地方分権などが進む中で、第5次総合振興計画を的確に進めていくためには、 安定的・効率的な行財政運営や生産性の高い組織づくりなどを進めていくこと が必要です。
- ●行財政改革については、平成17年度から「第3次芦屋町行政改革大綱」を定め、その具体的取り組みとして「芦屋町集中改革プラン」を推進し一定の成果を得ています。さらに、平成22年度からは「芦屋町集中改革プラン」第2ステージの取り組みを進めており、今後とも健全で持続可能な行財政運営を確立することが課題です。
- ●競艇事業については、平成22年度から芦屋町単独施行となり、発売日数の増や場外発売場の 増設、全国初となるモーニングレースの実施など売上向上に取り組んでいます。長引く景気の 低迷などにより経営状態は厳しいものとなっていますが、町財政に寄与することができるよう 経営改善に取り組むことが重要です。
- ■また、「芦屋町人材育成基本方針」に基づいた職員資質の向上、簡素で効率的な組織とするための組織機構の見直しなどを実施してきましたが、地方分権などに対応する職員の育成や生産性の高い組織づくりのためには、目標管理による人事評価や組織運営が課題です。さらに、効率的な組織運営のため、電子自治体や地域情報化の推進なども課題です。
- ごみ処理、消防、火葬施設の運営などを実施している遠賀・中間地域広域行政事務組合については、効率的な運営についての提言を関係市町と共同で行うとともに、周辺自治体と共同処理できる事業などについては、調査研究を進めていくことが必要です。

また、国や県、周辺自治体の動向に留意しつつ、合併について研究を進めておくことが必要です。

#### 健全で持続可能な行財政運営を行います

- ・平成22年度から26年度を計画期間とする行財政改革の具体的な取り組みである「集中改革 プラン」第2ステージを推進します。
- ・職員定員計画を策定し、職員の適正化を図ります。
- ・各種使用料や税の徴収率の向上を図ります。

#### 競艇事業の売上向上や経営改善を進めます

- ・発売日数の増加や新規ファンの獲得などを進め、売上を向上させます。
- ・民間委託などを進め、経営改善に努めます。

#### 職員の育成や資質向上を図ります

- ・芦屋町人材育成基本方針に基づき、職員研修などを充実します。
- ・新たな人事評価制度を取り入れ、職員の能力開発を推進します。

#### 柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします

- ・組織ごとに目標を掲げ、目標管理による組織運営を図ります。
- ・地方分権や住民ニーズに適応した柔軟な組織の見直しを検討します。
- ・電子自治体や地域情報化を推進します。

#### 広域連携を進めていきます

- ・遠賀・中間地域広域行政事務組合の効率的な運営について、構成市町とともに提言します。
- ・他の地方自治体と電算システムの共同利用を進めます。
- ・情報発信や活性化のため、福岡県とともに推進している遠賀・中間広域連携プロジェクト を進めます。
- ・周辺自治体と共同処理できる事業について調査研究を進めます。

# 資料編

- 1 第5次芦屋町総合振興計画策定経過
- 2 芦屋町総合振興計画審議会条例
- 3 芦屋町総合振興計画審議会委員
- 4 策定にかかる各種調査の概要
- 5 芦屋都市計画総括図
- 6 土地利用構想図

# 1 第5次芦屋町総合振興計画策定経過

#### 【平成21年度】

| 年 月 日        | 区分                   | 内容   |
|--------------|----------------------|--|
| 10月30日       | 職員説明会の開催             | ・第5次芦屋町総合振興計画策定方針について<br>・まちづくりと総合振興計画について<br>・ヒアリングシートの作成について |
| 11月8日~12月31日 | 住民アンケート調査の実施         |  |
| 12月15日~18日   | 各課ヒアリング(聴き取り)<br>の実施 |  |
| 1月27・28日     | 団体ヒアリング(聴き取り)の実施     |  |

#### 【平成22年度】

| 年 月 日  | 区分              | 内容                                      |
|--------|-----------------|---|
| 7月30日  | 審議会の開催          | ・会長、副会長の選出<br>・第5次芦屋町総合振興計画策定方針に<br>ついて |
| 8月18日  | 審議会(第2部会)の開催    | 第5次芦屋町総合振興計画にかかる対応<br>すべき課題について         |
| 8月19日  | 審議会(第1部会)の開催    | 第5次芦屋町総合振興計画にかかる対応<br>すべき課題について         |
| 9月1日   | 審議会(第2部会)の開催    | 第5次芦屋町総合振興計画にかかる対応<br>すべき課題について         |
| 9月4日   | 審議会(第1部会)の開催    | 第5次芦屋町総合振興計画にかかる対応<br>すべき課題について         |
| 10月1日  | 審議会の開催          | 基本構想の検討                                 |
| 10月22日 | 審議会の開催          | 基本構想の検討                                 |
| 11月13日 | 審議会の開催          | 将来像の検討                                  |
| 12月2日  | 審議会(第1部会)の開催    | 基本計画の検討                                 |
| 12月3日  | 審議会(第2部会)の開催    | 基本計画の検討                                 |
| 12月17日 | 審議会(第2部会)の開催    | 基本計画の検討                                 |
| 12月18日 | 審議会(第1部会)の開催    | 基本計画の検討                                 |
| 12月24日 | 審議会の開催          | 基本構想素案、基本計画素案の検討                        |
| 12月27日 | 第5次芦屋町総合振興計画の答申 |   |

| 年 月 日          | 区分                       | 内容                           |
|----------------|--------------------------|------------------------------|
| 1月15日~2月13日    | パブリックコメントの実施             | 意見13件                        |
| 1月28日、2月1・5・6日 | まちづくり説明会の開催              | 第5次芦屋町総合振興計画基本構想(素案)<br>について |
| 2月22日          | 審議会の開催                   | パブリックコメント、まちづくり説明会の<br>報告    |
| 3月16日          | 第5次芦屋町総合振興計<br>画の町議会での議決 |                              |

## 2 芦屋町総合振興計画審議会条例

平成20年9月25日条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (設置及び所掌事務)

第2条 町長の諮問に応じて、芦屋町の総合振興計画に関する必要な事項の調査及び審議を行うため、芦屋町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。
- 2 委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から、町長が任命する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。ただし、任期中であつて も委員が任命されたときの要件を欠くにいたつたときは、当該委員はその職を失うも のとする。

#### (会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 第7条 審議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

#### (部会)

- 第8条 会長が所掌事務の専門的な調査及び審議の必要を認めたときは、審議会に部会 をおくことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は部会委員の互選によつて定める。
- 3 部会長は、部務を掌理し、部会における調査及び審議の経過並びに結果を審議会の会議に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代行する。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同 意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議 会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年6月13日条例第51号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第3号)

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成17年2月18日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月25日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。(後略)

# 3 芦屋町総合振興計画審議会委員

| 役 職  | 所属部会 | 氏 名     | 選出区分      |
|------|------|---------|-----------|
| 会長   | 第1部会 | 藤崎英毅    | 都市計画審議会   |
| 副会長  | 第2部会 | 長 戸 隆 弘 | 教育委員会     |
| 部会長  | 第1部会 | 藤崎清彦    | 文化協会      |
| 副部会長 | 第1部会 | 石 橋 公 子 | 公募        |
| 委員   | 第1部会 | 仁田原 眞 穗 | 婦人会       |
| 委員   | 第1部会 | 本 松 太 一 | 老人クラブ連合会  |
| 委員   | 第1部会 | 安 部 知 彦 | 社会福祉協議会   |
| 委員   | 第1部会 | 脇田賢二    | 行政改革推進委員会 |
| 委員   | 第1部会 | 竹 内 裕 二 | 住民参画推進会議  |
| 委員   | 第1部会 | 益 田 美惠子 | 議会        |
| 委員   | 第1部会 | 辻 本 一 夫 | 議会        |
| 部会長  | 第2部会 | 甲 斐 清 司 | 体育協会      |
| 副部会長 | 第2部会 | 横田幸子    | 公募        |
| 委員   | 第2部会 | 野 添 光 弘 | 観光協会      |
| 委員   | 第2部会 | 豊 長 忠 志 | 区長会       |
| 委員   | 第2部会 | 染 井 月 次 | 商工会       |
| 委員   | 第2部会 | 中 西 隆 雄 | 漁業協同組合    |
| 委員   | 第2部会 | 安 髙 壽   | 農業委員会     |
| 委員   | 第2部会 | 今 井 保 利 | 議会        |
| 委員   | 第2部会 | 貝掛 俊 之  | 議会        |

(順不同・敬称略)

## 4 策定にかかる各種調査の概要

#### 1 住民アンケート調査

#### 調査概要

これまでの町の取り組みに対する住民の評価及び今後のまちづくりに対する意向等を 把握するために実施しました。

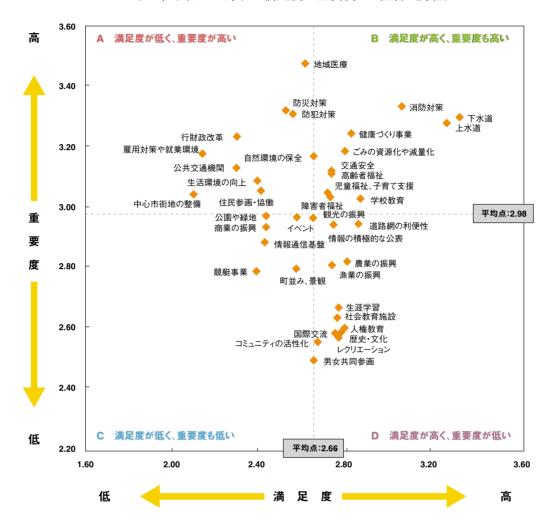
| 項目   | 内 容  |
|------|--|
| 対象者  | 町内在住の20歳以上の方   |
| 抽出方法 | 住民基本台帳より無作為抽出  |
| 調査期間 | 平成21年11月8日~平成21年12月31日                                     |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収   |
| 回収数  | 配布数:2,000<br>回収数1,050(回収率:52.5%)<br>有効数:1,049(有効回収率:52.5%) |

#### 調査結果(抜粋)

<町の取り組みに対する満足度・重要度(全体の集計結果)>

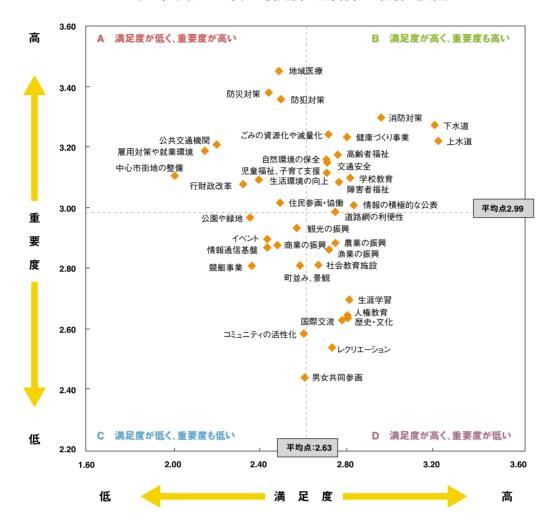
| 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  |
|---------------|------|------|---------------|------|------|---------------|------|------|
| 1.公共交通機関      | 2.25 | 3.18 | 14.農業の振興      | 2.78 | 2.85 | 27.社会教育施設     | 2.72 | 2.73 |
| 2.道路網の利便性     | 2.80 | 2.97 | 15.漁業の振興      | 2.74 | 2.83 | 28.人権教育       | 2.80 | 2.62 |
| 3.交通安全        | 2.73 | 3.14 | 16.商業の振興      | 2.46 | 2.90 | 29.コミュニティの活性化 | 2.64 | 2.57 |
| 4.上水道         | 3.25 | 3.25 | 17.中心市街地の整備   | 2.05 | 3.08 | 30.レクリエーション   | 2.75 | 2.55 |
| 5.下水道         | 3.27 | 3.28 | 18.観光の振興      | 2.62 | 2.95 | 31.歷史·文化      | 2.79 | 2.61 |
| 6.防災対策        | 2.49 | 3.35 | 19.イベント       | 2.51 | 2.93 | 32.国際交流       | 2.77 | 2.60 |
| 7.消防対策        | 3.02 | 3.31 | 20.地域医療       | 2.56 | 3.46 | 33.男女共同参画     | 2.64 | 2.46 |
| 8.防犯対策        | 2.53 | 3.33 | 21.健康づくり事業    | 2.82 | 3.24 | 34.雇用対策や就業環境  | 2.15 | 3.18 |
| 9.町並み、景観      | 2.58 | 2.80 | 22.高齢者福祉      | 2.76 | 3.14 | 35.情報通信基盤     | 2.44 | 2.87 |
| 10.公園や緑地      | 2.40 | 2.97 | 23.障害者福祉      | 2.75 | 3.06 | 36.情報の積極的な公表  | 2.80 | 2.98 |
| 11.ごみの資源化や減量化 | 2.76 | 3.21 | 24.児童福祉、子育て支援 | 2.72 | 3.08 | 37.住民参画·協働    | 2.46 | 3.03 |
| 12.自然環境の保全    | 2.69 | 3.16 | 25.学校教育       | 2.85 | 3.06 | 38.競艇事業       | 2.38 | 2.79 |
| 13.生活環境の向上    | 2.40 | 3.09 | 26.生涯学習       | 2.80 | 2.68 | 39.行財政改革      | 2.32 | 3.14 |
|               |      |      | 平 均           |      |      |               | 2.65 | 2.99 |

#### <町の取り組みに対する満足度・重要度 × 性別(男性)>



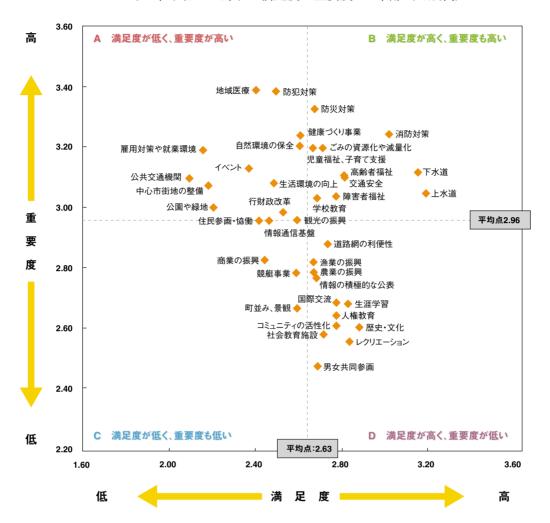
| 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  |
|---------------|------|------|---------------|------|------|---------------|------|------|
| 1.公共交通機関      | 2.30 | 3.13 | 14.農業の振興      | 2.81 | 2.82 | 27.社会教育施設     | 2.77 | 2.64 |
| 2.道路網の利便性     | 2.87 | 2.94 | 15.漁業の振興      | 2.74 | 2.81 | 28.人権教育       | 2.80 | 2.59 |
| 3.交通安全        | 2.74 | 3.12 | 16.商業の振興      | 2.44 | 2.93 | 29.コミュニティの活性化 | 2.67 | 2.55 |
| 4.上水道         | 3.27 | 3.28 | 17.中心市街地の整備   | 2.10 | 3.04 | 30.レクリエーション   | 2.77 | 2.57 |
| 5.下水道         | 3.33 | 3.30 | 18.観光の振興      | 2.66 | 2.97 | 31.歷史•文化      | 2.78 | 2.58 |
| 6.防災対策        | 2.53 | 3.32 | 19.イベント       | 2.58 | 2.96 | 32.国際交流       | 2.75 | 2.58 |
| 7.消防対策        | 3.07 | 3.33 | 20.地域医療       | 2.62 | 3.47 | 33.男女共同参画     | 2.65 | 2.49 |
| 8.防犯対策        | 2.56 | 3.31 | 21.健康づくり事業    | 2.83 | 3.24 | 34.雇用対策や就業環境  | 2.15 | 3.17 |
| 9.町並み、景観      | 2.58 | 2.79 | 22.高齢者福祉      | 2.74 | 3.12 | 35.情報通信基盤     | 2.43 | 2.88 |
| 10.公園や緑地      | 2.44 | 2.97 | 23.障害者福祉      | 2.74 | 3.03 | 36.情報の積極的な公表  | 2.75 | 2.94 |
| 11.ごみの資源化や減量化 | 2.80 | 3.18 | 24.児童福祉、子育て支援 | 2.72 | 3.04 | 37.住民参画·協働    | 2.41 | 3.05 |
| 12.自然環境の保全    | 2.66 | 3.17 | 25.学校教育       | 2.87 | 3.03 | 38.競艇事業       | 2.40 | 2.79 |
| 13.生活環境の向上    | 2.39 | 3.08 | 26.生涯学習       | 2.77 | 2.67 | 39.行財政改革      | 2.30 | 3.23 |
|               |      |      | 平 均           |      |      |               | 2.66 | 2.98 |

#### <町の取り組みに対する満足度・重要度 × 性別(女性)>



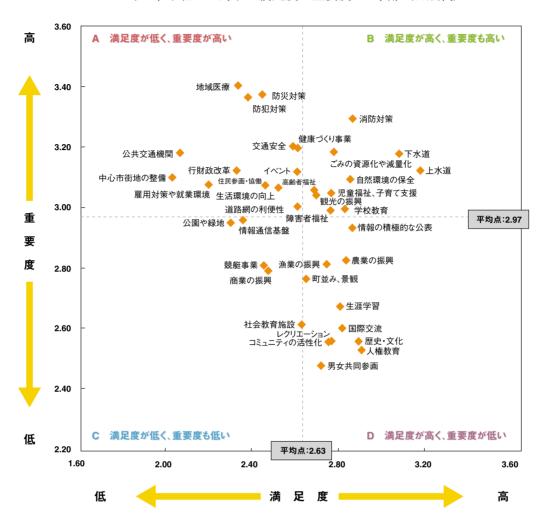
| 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  |
|---------------|------|------|---------------|------|------|---------------|------|------|
| 1.公共交通機関      | 2.21 | 3.21 | 14.農業の振興      | 2.76 | 2.88 | 27.社会教育施設     | 2.67 | 2.81 |
| 2.道路網の利便性     | 2.75 | 2.99 | 15.漁業の振興      | 2.73 | 2.86 | 28.人権教育       | 2.81 | 2.64 |
| 3.交通安全        | 2.72 | 3.15 | 16.商業の振興      | 2.48 | 2.87 | 29.コミュニティの活性化 | 2.61 | 2.58 |
| 4.上水道         | 3.23 | 3.21 | 17.中心市街地の整備   | 2.01 | 3.10 | 30.レクリエーション   | 2.74 | 2.53 |
| 5.下水道         | 3.21 | 3.27 | 18.観光の振興      | 2.57 | 2.93 | 31.歷史•文化      | 2.81 | 2.63 |
| 6.防災対策        | 2.45 | 3.38 | 19.イベント       | 2.44 | 2.89 | 32.国際交流       | 2.78 | 2.62 |
| 7.消防対策        | 2.97 | 3.29 | 20.地域医療       | 2.50 | 3.45 | 33.男女共同参画     | 2.62 | 2.43 |
| 8.防犯対策        | 2.50 | 3.36 | 21.健康づくり事業    | 2.81 | 3.23 | 34.雇用対策や就業環境  | 2.15 | 3.19 |
| 9.町並み、景観      | 2.59 | 2.81 | 22.高齢者福祉      | 2.77 | 3.17 | 35.情報通信基盤     | 2.44 | 2.87 |
| 10.公園や緑地      | 2.36 | 2.97 | 23.障害者福祉      | 2.77 | 3.08 | 36.情報の積極的な公表  | 2.84 | 3.00 |
| 11.ごみの資源化や減量化 | 2.72 | 3.24 | 24.児童福祉、子育て支援 | 2.72 | 3.11 | 37.住民参画•協働    | 2.50 | 3.01 |
| 12.自然環境の保全    | 2.71 | 3.15 | 25.学校教育       | 2.82 | 3.09 | 38.競艇事業       | 2.37 | 2.81 |
| 13.生活環境の向上    | 2.40 | 3.09 | 26.生涯学習       | 2.82 | 2.69 | 39.行財政改革      | 2.33 | 3.08 |
|               |      |      | 平 均           |      |      |               | 2.63 | 2.99 |

#### <町の取り組みに対する満足度・重要度 × 年齢(20歳代)>



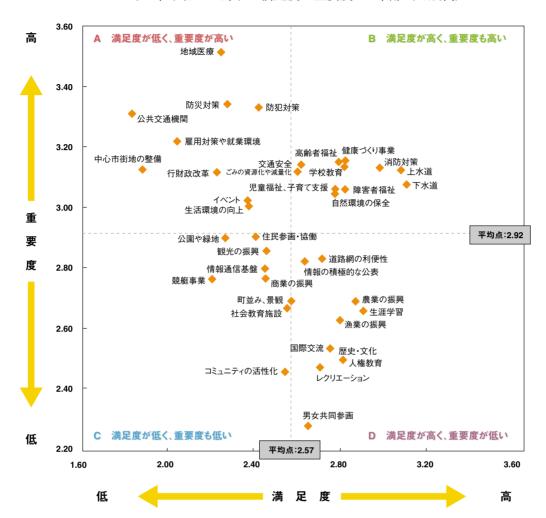
| 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  |
|---------------|------|------|---------------|------|------|---------------|------|------|
| 1.公共交通機関      | 2.09 | 3.09 | 14.農業の振興      | 2.67 | 2.78 | 27.社会教育施設     | 2.72 | 2.58 |
| 2.道路網の利便性     | 2.73 | 2.88 | 15.漁業の振興      | 2.67 | 2.82 | 28.人権教育       | 2.78 | 2.64 |
| 3.交通安全        | 2.81 | 3.10 | 16.商業の振興      | 2.44 | 2.82 | 29.コミュニティの活性化 | 2.78 | 2.61 |
| 4.上水道         | 3.20 | 3.04 | 17.中心市街地の整備   | 2.18 | 3.07 | 30.レクリエーション   | 2.83 | 2.55 |
| 5.下水道         | 3.17 | 3.11 | 18.観光の振興      | 2.59 | 2.96 | 31.歷史•文化      | 2.88 | 2.60 |
| 6.防災対策        | 2.68 | 3.32 | 19.イベント       | 2.37 | 3.13 | 32.国際交流       | 2.77 | 2.68 |
| 7.消防対策        | 3.02 | 3.24 | 20.地域医療       | 2.40 | 3.39 | 33.男女共同参画     | 2.69 | 2.47 |
| 8.防犯対策        | 2.50 | 3.38 | 21.健康づくり事業    | 2.61 | 3.24 | 34.雇用対策や就業環境  | 2.16 | 3.19 |
| 9.町並み、景観      | 2.59 | 2.66 | 22.高齢者福祉      | 2.81 | 3.11 | 35.情報通信基盤     | 2.46 | 2.96 |
| 10.公園や緑地      | 2.20 | 3.00 | 23.障害者福祉      | 2.77 | 3.04 | 36.情報の積極的な公表  | 2.68 | 2.77 |
| 11.ごみの資源化や減量化 | 2.71 | 3.19 | 24.児童福祉、子育て支援 | 2.66 | 3.20 | 37.住民参画•協働    | 2.42 | 2.96 |
| 12.自然環境の保全    | 2.61 | 3.20 | 25.学校教育       | 2.69 | 3.03 | 38.競艇事業       | 2.59 | 2.78 |
| 13.生活環境の向上    | 2.49 | 3.08 | 26.生涯学習       | 2.83 | 2.68 | 39.行財政改革      | 2.53 | 2.98 |
|               |      |      | 平 均           |      |      |               | 2.63 | 2.96 |

#### <町の取り組みに対する満足度・重要度×年齢(30歳代)>



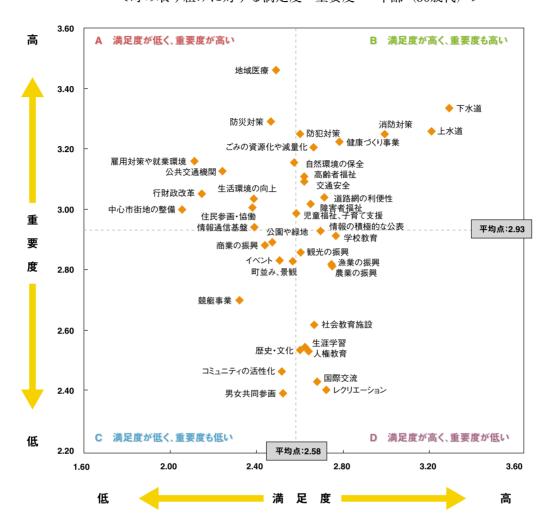
| 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  |
|---------------|------|------|---------------|------|------|---------------|------|------|
| 1.公共交通機関      | 2.06 | 3.18 | 14.農業の振興      | 2.83 | 2.83 | 27.社会教育施設     | 2.63 | 2.62 |
| 2.道路網の利便性     | 2.60 | 3.01 | 15.漁業の振興      | 2.74 | 2.82 | 28.人権教育       | 2.90 | 2.53 |
| 3.交通安全        | 2.58 | 3.21 | 16.商業の振興      | 2.47 | 2.79 | 29.コミュニティの活性化 | 2.75 | 2.56 |
| 4.上水道         | 3.20 | 3.13 | 17.中心市街地の整備   | 2.02 | 3.10 | 30.レクリエーション   | 2.77 | 2.56 |
| 5.下水道         | 3.10 | 3.18 | 18.観光の振興      | 2.69 | 3.05 | 31.歷史·文化      | 2.89 | 2.56 |
| 6.防災対策        | 2.45 | 3.38 | 19.イベント       | 2.60 | 3.12 | 32.国際交流       | 2.81 | 2.60 |
| 7.消防対策        | 2.86 | 3.30 | 20.地域医療       | 2.34 | 3.41 | 33.男女共同参画     | 2.72 | 2.48 |
| 8.防犯対策        | 2.39 | 3.37 | 21.健康づくり事業    | 2.60 | 3.20 | 34.雇用対策や就業環境  | 2.19 | 3.08 |
| 9.町並み、景観      | 2.65 | 2.77 | 22.高齢者福祉      | 2.68 | 3.06 | 35.情報通信基盤     | 2.35 | 2.96 |
| 10.公園や緑地      | 2.30 | 2.95 | 23.障害者福祉      | 2.76 | 2.99 | 36.情報の積極的な公表  | 2.86 | 2.94 |
| 11.ごみの資源化や減量化 | 2.77 | 3.19 | 24.児童福祉、子育て支援 | 2.76 | 3.05 | 37.住民参画•協働    | 2.46 | 3.08 |
| 12.自然環境の保全    | 2.85 | 3.10 | 25.学校教育       | 2.83 | 3.00 | 38.競艇事業       | 2.45 | 2.81 |
| 13.生活環境の向上    | 2.52 | 3.07 | 26.生涯学習       | 2.80 | 2.68 | 39.行財政改革      | 2.32 | 3.13 |
| 平 均           |      |      |               |      |      | 2.63          | 2.97 |      |

#### <町の取り組みに対する満足度・重要度 × 年齢(40歳代)>



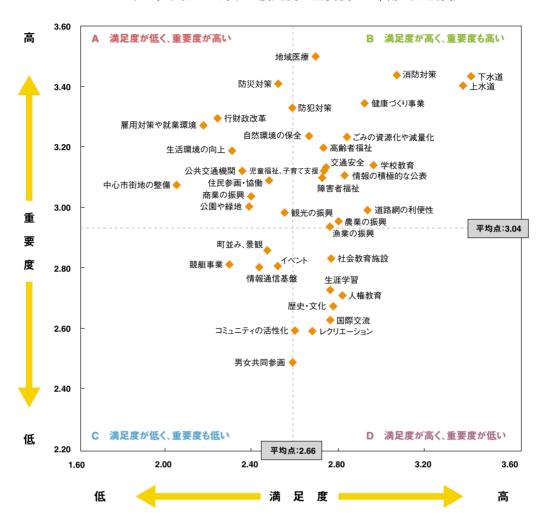
| 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  |
|---------------|------|------|---------------|------|------|---------------|------|------|
| 1.公共交通機関      | 1.83 | 3.31 | 14.農業の振興      | 2.87 | 2.69 | 27.社会教育施設     | 2.55 | 2.67 |
| 2.道路網の利便性     | 2.71 | 2.83 | 15.漁業の振興      | 2.80 | 2.63 | 28.人権教育       | 2.81 | 2.50 |
| 3.交通安全        | 2.61 | 3.14 | 16.商業の振興      | 2.45 | 2.77 | 29.コミュニティの活性化 | 2.54 | 2.46 |
| 4.上水道         | 3.07 | 3.13 | 17.中心市街地の整備   | 1.88 | 3.13 | 30.レクリエーション   | 2.71 | 2.48 |
| 5.下水道         | 3.10 | 3.08 | 18.観光の振興      | 2.46 | 2.86 | 31.歴史•文化      | 2.75 | 2.54 |
| 6.防災対策        | 2.27 | 3.34 | 19.イベント       | 2.37 | 3.02 | 32.国際交流       | 2.75 | 2.54 |
| 7.消防対策        | 2.98 | 3.13 | 20.地域医療       | 2.26 | 3.52 | 33.男女共同参画     | 2.65 | 2.28 |
| 8.防犯対策        | 2.42 | 3.34 | 21.健康づくり事業    | 2.82 | 3.16 | 34.雇用対策や就業環境  | 2.04 | 3.22 |
| 9.町並み、景観      | 2.57 | 2.69 | 22.高齢者福祉      | 2.79 | 3.15 | 35.情報通信基盤     | 2.45 | 2.80 |
| 10.公園や緑地      | 2.26 | 2.90 | 23.障害者福祉      | 2.82 | 3.06 | 36.情報の積極的な公表  | 2.63 | 2.82 |
| 11.ごみの資源化や減量化 | 2.60 | 3.12 | 24.児童福祉、子育て支援 | 2.77 | 3.06 | 37.住民参画·協働    | 2.41 | 2.91 |
| 12.自然環境の保全    | 2.77 | 3.05 | 25.学校教育       | 2.81 | 3.14 | 38.競艇事業       | 2.20 | 2.76 |
| 13.生活環境の向上    | 2.37 | 3.01 | 26.生涯学習       | 2.91 | 2.66 | 39.行財政改革      | 2.22 | 3.12 |
| 平 均           |      |      |               |      |      | 2.57          | 2.92 |      |

#### <町の取り組みに対する満足度・重要度×年齢(50歳代)>



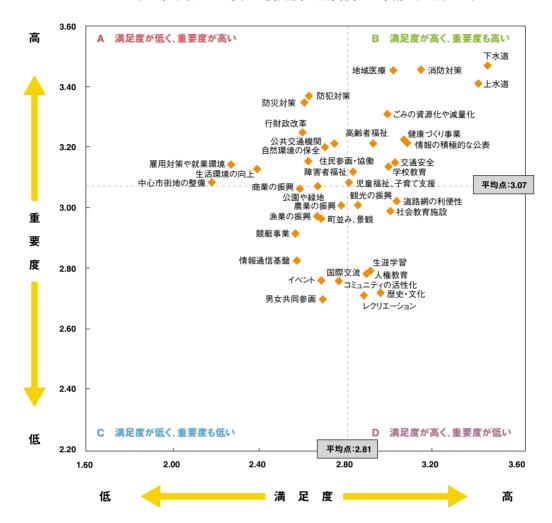
| 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  |
|---------------|------|------|---------------|------|------|---------------|------|------|
| 1.公共交通機関      | 2.24 | 3.13 | 14.農業の振興      | 2.75 | 2.81 | 27.社会教育施設     | 2.66 | 2.62 |
| 2.道路網の利便性     | 2.71 | 3.04 | 15.漁業の振興      | 2.75 | 2.82 | 28.人権教育       | 2.64 | 2.53 |
| 3.交通安全        | 2.62 | 3.09 | 16.商業の振興      | 2.44 | 2.88 | 29.コミュニティの活性化 | 2.51 | 2.46 |
| 4.上水道         | 3.20 | 3.26 | 17.中心市街地の整備   | 2.05 | 3.00 | 30.レクリエーション   | 2.72 | 2.40 |
| 5.下水道         | 3.29 | 3.34 | 18.観光の振興      | 2.60 | 2.86 | 31.歷史•文化      | 2.60 | 2.53 |
| 6.防災対策        | 2.46 | 3.29 | 19.イベント       | 2.51 | 2.83 | 32.国際交流       | 2.68 | 2.43 |
| 7.消防対策        | 2.99 | 3.25 | 20.地域医療       | 2.49 | 3.46 | 33.男女共同参画     | 2.52 | 2.39 |
| 8.防犯対策        | 2.60 | 3.25 | 21.健康づくり事業    | 2.78 | 3.22 | 34.雇用対策や就業環境  | 2.11 | 3.16 |
| 9.町並み、景観      | 2.56 | 2.83 | 22.高齢者福祉      | 2.62 | 3.11 | 35.情報通信基盤     | 2.39 | 2.94 |
| 10.公園や緑地      | 2.47 | 2.89 | 23.障害者福祉      | 2.65 | 3.02 | 36.情報の積極的な公表  | 2.70 | 2.93 |
| 11.ごみの資源化や減量化 | 2.66 | 3.20 | 24.児童福祉、子育て支援 | 2.58 | 2.99 | 37.住民参画•協働    | 2.38 | 3.01 |
| 12.自然環境の保全    | 2.57 | 3.16 | 25.学校教育       | 2.76 | 2.91 | 38.競艇事業       | 2.32 | 2.70 |
| 13.生活環境の向上    | 2.39 | 3.03 | 26.生涯学習       | 2.62 | 2.54 | 39.行財政改革      | 2.14 | 3.05 |
| 平 均           |      |      |               |      |      | 2.58          | 2.93 |      |

#### <町の取り組みに対する満足度・重要度×年齢(60歳代)>



| 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  |
|---------------|------|------|---------------|------|------|---------------|------|------|
| 1.公共交通機関      | 2.35 | 3.12 | 14.農業の振興      | 2.80 | 2.96 | 27.社会教育施設     | 2.76 | 2.84 |
| 2.道路網の利便性     | 2.93 | 2.99 | 15.漁業の振興      | 2.76 | 2.94 | 28.人権教育       | 2.82 | 2.71 |
| 3.交通安全        | 2.74 | 3.14 | 16.商業の振興      | 2.39 | 3.04 | 29.コミュニティの活性化 | 2.60 | 2.60 |
| 4.上水道         | 3.37 | 3.41 | 17.中心市街地の整備   | 2.05 | 3.07 | 30.レクリエーション   | 2.68 | 2.59 |
| 5.下水道         | 3.41 | 3.44 | 18.観光の振興      | 2.55 | 2.99 | 31.歴史•文化      | 2.77 | 2.68 |
| 6.防災対策        | 2.52 | 3.41 | 19.イベント       | 2.52 | 2.81 | 32.国際交流       | 2.76 | 2.63 |
| 7.消防対策        | 3.06 | 3.44 | 20.地域医療       | 2.69 | 3.50 | 33.男女共同参画     | 2.59 | 2.49 |
| 8.防犯対策        | 2.58 | 3.33 | 21.健康づくり事業    | 2.91 | 3.35 | 34.雇用対策や就業環境  | 2.17 | 3.27 |
| 9.町並み、景観      | 2.47 | 2.86 | 22.高齢者福祉      | 2.73 | 3.20 | 35.情報通信基盤     | 2.43 | 2.81 |
| 10.公園や緑地      | 2.38 | 3.00 | 23.障害者福祉      | 2.72 | 3.10 | 36.情報の積極的な公表  | 2.82 | 3.11 |
| 11.ごみの資源化や減量化 | 2.83 | 3.24 | 24.児童福祉、子育て支援 | 2.73 | 3.12 | 37.住民参画·協働    | 2.48 | 3.09 |
| 12.自然環境の保全    | 2.66 | 3.24 | 25.学校教育       | 2.96 | 3.14 | 38.競艇事業       | 2.29 | 2.81 |
| 13.生活環境の向上    | 2.30 | 3.19 | 26.生涯学習       | 2.76 | 2.73 | 39.行財政改革      | 2.23 | 3.30 |
| 平 均           |      |      |               |      |      | 2.66          | 3.04 |      |

#### <町の取り組みに対する満足度・重要度×年齢(70歳以上)>



| 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  | 項目            | 満足度  | 重要度  |
|---------------|------|------|---------------|------|------|---------------|------|------|
| 1.公共交通機関      | 2.75 | 3.21 | 14.農業の振興      | 2.78 | 3.01 | 27.社会教育施設     | 3.01 | 2.99 |
| 2.道路網の利便性     | 3.04 | 3.02 | 15.漁業の振興      | 2.67 | 2.97 | 28.人権教育       | 2.90 | 2.78 |
| 3.交通安全        | 3.03 | 3.15 | 16.商業の振興      | 2.59 | 3.06 | 29.コミュニティの活性化 | 2.77 | 2.76 |
| 4.上水道         | 3.42 | 3.41 | 17.中心市街地の整備   | 2.18 | 3.08 | 30.レクリエーション   | 2.88 | 2.71 |
| 5.下水道         | 3.46 | 3.47 | 18.観光の振興      | 2.86 | 3.01 | 31.歴史•文化      | 2.96 | 2.72 |
| 6.防災対策        | 2.61 | 3.35 | 19.イベント       | 2.68 | 2.76 | 32.国際交流       | 2.90 | 2.78 |
| 7.消防対策        | 3.15 | 3.45 | 20.地域医療       | 3.02 | 3.45 | 33.男女共同参画     | 2.69 | 2.70 |
| 8.防犯対策        | 2.63 | 3.37 | 21.健康づくり事業    | 3.07 | 3.22 | 34.雇用対策や就業環境  | 2.27 | 3.14 |
| 9.町並み、景観      | 2.69 | 2.97 | 22.高齢者福祉      | 2.93 | 3.21 | 35.情報通信基盤     | 2.58 | 2.83 |
| 10.公園や緑地      | 2.67 | 3.07 | 23.障害者福祉      | 2.84 | 3.12 | 36.情報の積極的な公表  | 3.09 | 3.21 |
| 11.ごみの資源化や減量化 | 2.99 | 3.31 | 24.児童福祉、子育で支援 | 2.82 | 3.08 | 37.住民参画•協働    | 2.63 | 3.15 |
| 12.自然環境の保全    | 2.70 | 3.20 | 25.学校教育       | 3.00 | 3.13 | 38.競艇事業       | 2.57 | 2.91 |
| 13.生活環境の向上    | 2.39 | 3.13 | 26.生涯学習       | 2.91 | 2.79 | 39.行財政改革      | 2.60 | 3.25 |
| 平 均           |      |      |               |      |      | 2.81          | 3.07 |      |

## 2 団体ヒアリング調査

#### ■調査概要

芦屋町のまちづくりに関わる諸団体を対象に、団体の視点からまちの現状や課題を把握し、各課で取り組むべき方向性を検討する材料とすることを目的に実施しました。

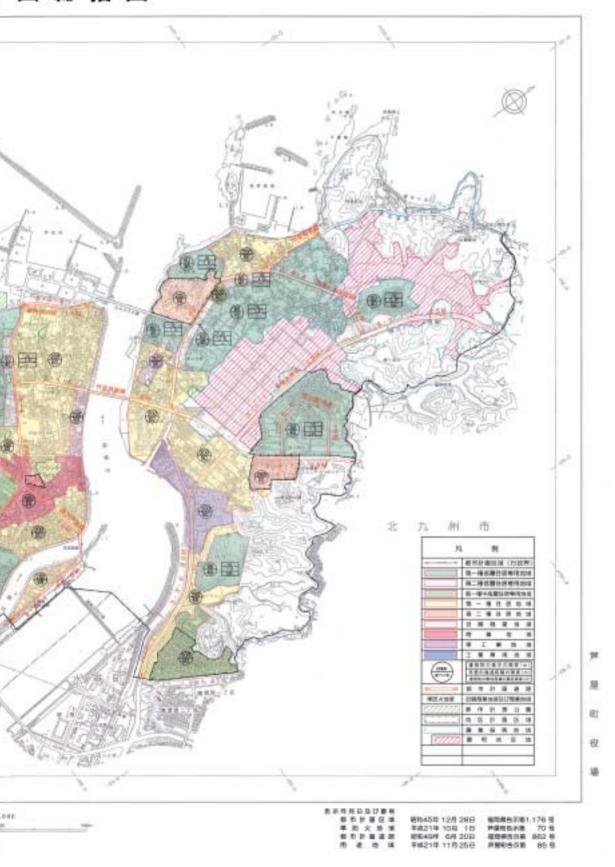
| 項目           | 内容                          |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--------------|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
|              | ①調査対象の選定・日程調整               |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 実施の流れ        | ②ヒアリングシートの事前配布              |  |  |  |  |  |  |  |  |
| CAR CARRETTE | ③聴き取り調査の実施(各団体40分程度)        |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ④結果の取りまとめ                   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○設立年月 ○会員数(団体·個人等)          |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 調査項目         | ○団体の目的    ○主な活動項目           |  |  |  |  |  |  |  |  |
| PAT.VI       | ○現状と課題   ○町への要望             |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○その他(まちづくりへの意見など)           |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町商工会                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町観光協会                    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町体育協会                    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町文化協会                    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町生産組合                    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○遠賀漁業協同組合                   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町社会福祉協議会                 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 対象団体         | ○芦屋町婦人会                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 713KE11T     | ○芦屋町人権·同和教育研究協議会            |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町青少年健全育成町民会議             |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町国際交流協会                  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町区長会                     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町老人クラブ連合会                |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町手をつなぐリボンの会(ボランティア連絡協議会) |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町民生委員・児童委員協議会            |  |  |  |  |  |  |  |  |
|              | ○芦屋町四校PTA連絡協議会              |  |  |  |  |  |  |  |  |

# 5 芦屋都市計画総括図

# 芦屋都市計



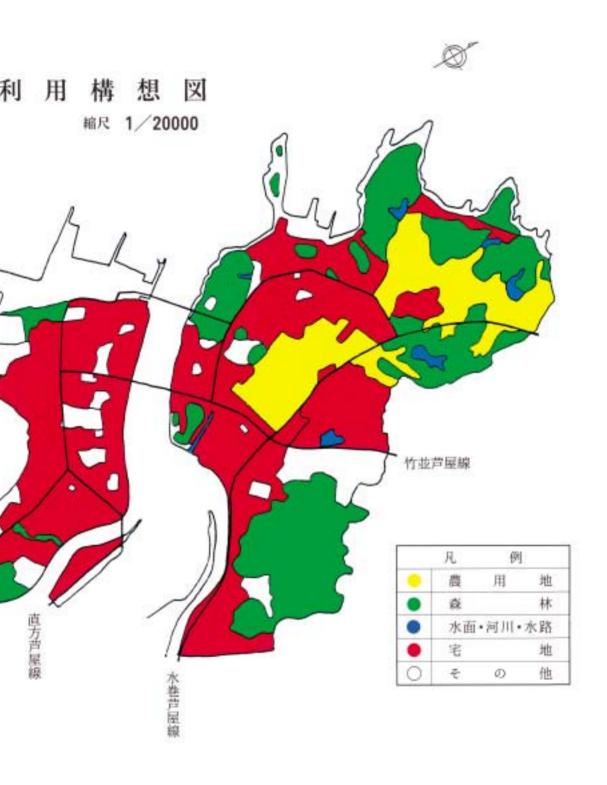
## 画総括図



# 6 土地利用構想図

## (参考)





## 第5次芦屋町総合振興計画

## **魅力**を活かし みんなでつくる 元気なあしや



## 発行/芦屋町

**発行年月**/平成23年4月

**企画編集**/ 芦屋町企画政策課

〒807-0198

福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL (093) 223-0881

FAX (093) 223-3927

製作・印刷/ (株) ジャパンインターナショナル総合研究所

<sup>第5次</sup> 芦屋町総合振興計画



**魅力**を**活**かし みんなでつくる 元気なあしや

